令和８年大和町議会６月定例会議会議録

令和８年６月４日（木曜日）

応招議員（１６名）

１番	本　田　昭　彦　君	９番	馬　場　良　勝　君
２番	佐　野　瑠　津　君	１０番	今　野　信　一　君
３番	宮　澤　光　安　君	１１番	渡　辺　良　雄　君
４番	平　渡　　亮　君	１２番	槻　田　雅　之　君
５番	櫻　井　　勝　君	１３番	堀　籠　日出子　君
６番	森　　秀　樹　君	１４番	大須賀　　啓　君
７番	佐々木　久　夫　君	１５番	児　玉　金兵衛　君
８番	犬　飼　克　子　君	１６番	今　野　善　行　君

出席議員（１６名）

１番	本　田　昭　彦　君	９番	馬　場　良　勝　君
２番	佐　野　瑠　津　君	１０番	今　野　信　一　君
３番	宮　澤　光　安　君	１１番	渡　辺　良　雄　君
４番	平　渡　　亮　君	１２番	槻　田　雅　之　君
５番	櫻　井　　勝　君	１３番	堀　籠　日出子　君
６番	森　　秀　樹　君	１４番	大須賀　　啓　君
７番	佐々木　久　夫　君	１５番	児　玉　金兵衛　君
８番	犬　飼　克　子　君	１６番	今　野　善　行　君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	浅野俊彦君	商工観光課長兼企業立地推進室長	星正己君
副町長	千葉喜一君	都市建設課長	藤原孝義君
教育長	八巻利栄子君	会計管理者兼会計課長	丹野俊宏君
代表監査委員	内海義春君	教育総務課長	菊地康弘君
総務課長兼危機対策室長	児玉安弘君	生涯学習課長	浪岡宜隆君
まちづくり政策課長	堀籠優君	公民館長	荒木直美君
財政課長	佐々木克敏君	税務課徴収対策室長	相澤敏晴君
町民生活課長	青木朋君	健康推進課参事	佐藤泰啓君
子ども家庭課長兼こども家庭センター長	大友徹君	税務課課長補佐	庄司太一君
福祉課長	阿部晃君	上下水道課課長補佐	千坂伸君
農林振興課長	早坂基君		

事務局出席者

議会事務局長	村田充穂	次長	小玉康文
主事	佐藤みなみ		

議事日程〔別紙〕

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

午前９時５８分　　開　　議

議　　長　（今野善行君）

皆さん、おはようございます。

定刻前ですが、皆さんおそろいですので本会議を再開します。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第１「会議録署名議員の指名」

議　　長　（今野善行君）

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、11番渡辺良雄君及び12番槻田雅之君を指名します。

日程第２「一般質問」

議　　長　（今野善行君）

日程第２、一般質問を行います。

昨日に引き続き、順番に発言を許します。

11番渡辺良雄君。

１１　番　（渡辺良雄君）

おはようございます。

今朝、地元選出議員の伊藤信太郎代議士の国会での一般質問を聞いていたら私の一般質問忘れて聞き入ってしまって、直前になって答弁書もろくろく読んでいないという事態に追い込まれてしまいましたが、通告に従いまして、じっくりと町長から回答をいただきたいと思います。

それでは、１件目、マイクロバス等の貸出し中における運転上の事故発生の対応策は十分か。

本町は、マイクロバス等の貸出しについて「大和町マイクロバス等貸出要綱」を定め諸団体に利用をいただいております。

令和８年５月６日朝、新潟市の高校生20人を乗せたマイクロバスが福島県郡山市の磐越自動車道上でガードレールなどに衝突し１人が死亡した事故が発生いたしました。バスを運転していた男性は、高校からバスの手配を受けた会社の従業員ではなく、同社の経営担当者の知人の知人とのことでありました。さらに、この運転手は、直近の運転上の事故を四度起こし、新潟県警から免許返納の要請を受けており、通告の当時は大きく報道を取上げられ大きな社会問題になっておりました。

このような中、本町のマイクロバス等貸出しについて、本事故からの教訓と求められる対策や改善事項があるのか確認したく、以下の２点について町長にお伺いをいたします。

１件目、マイクロバス等貸出し中の交通事故に対する利用者の保険はどのようなものでしょうか。

２件目、マイクロバス等の運行委託契約における運転手の配置基準及び日々の運行状況など、安全運行に関わる確認を町はどのように行っているのでしょうか、お伺いをいたします。

議　　長　（今野善行君）

答弁を求めます。町長浅野俊彦君。

町　　長　（浅野俊彦君）

おはようございます。それでは、今日もよろしくお願いいたします。

それでは、渡辺良雄議員のマイクロバス等の貸出し中における運転上の事故発生の対応策は十分かのご質問にお答えをいたします。

報道等されておりますバスの重大事故につきましては、犠牲となられた高校生のご冥福を心よりお祈りを申し上げますとともに、遺族の皆様方に深く哀悼の意を表します。

本町におけるマイクロバス等貸出事業におきましても、安全管理は全ての根幹でありますので、他県で発生した事案を他山の石として、改めて危機意識を持ち、安全確保に万全を期してまいりたいと思います。

初めに、１要旨目のマイクロバス等貸出し中の交通事故に対する利用者の保険はどのようなものかについてお答えをいたします。

本町が実施するマイクロバス等の貸出事業におきましては、当然ながら、万が一の事故に備え自動車保険に加盟をしております。貸出事業で使用する車両は本町所有の

公用車であるため、保険契約は本町が行っており、本町職員が運転する場合のみならず、外部委託により派遣ドライバーが運転して発生した交通事故の場合であっても補償が受けられる保険契約内容となっております。

具体的な補償といたしましては、マイクロバスについては対人対物賠償及び搭乗者の人身傷害補償が無制限となっております。一方、ハイエースにつきましては対人対物賠償は無制限でありますが、人身傷害補償につきましては現在のところ3,000万円までと上限がありますので、今後、無制限に変更をいたしたく準備をしておるところでございます。

続きまして、２要旨目のマイクロバス等の運行委託契約における運転手の配置基準及び日々の運行状況など、安全運行に係る町の対応はどのようになっているかについてお答えをいたします。

本町のマイクロバス等貸出事業は、運転手つきの貸出し運行となっており、基本的に、平日の運行については、大型自動車免許を持つ町職員が対応し、土日祝日については、運行の安全性を確保するため、マイクロバス運転業務として運送事業の免許を有する事業者と委託契約を締結し、専門知識と経験を有するプロの運転手の派遣を依頼しているところであります。委託事業におけます派遣運転手の選任につきましては、基本的に受託事業者に一任しているところでございますが、仕様書上におきまして国の適性診断や健康診断等を受けて業務を安全かつ的確に実施できる状態の運転手を派遣いただくこととしております。

当該受託業者につきましては、一般乗用旅客事業者運送事業及び労働者派遣事業の許可を受けている事業者でありまして、基本的に運行時間やドライバーは道路運送法や道路交通法及び労働基準法などの法令により国や県に管理をされております。また、本町への派遣ドライバーは、全て受託事業者の自社社員で対応することとしておりまして、現在におきましても他者に依頼することはないとの回答を得ているところでございます。よって、本事業においては、法令等を遵守したドライバーを派遣いただいていると認識をしております。

なお、受託事業者側の管理体制といたしましては、ドライバーの免許の期限管理や運転前後のアルコールチェック、業務日報の作成などを法令等により義務づけられており、本町業務におきまして、車両運転記録として、アルコールチェックをはじめ運行日、走行距離、乗車人数、給油等の必要事項を確認をしております。

今回の事故を受けまして、本町といたしましても、改めて運転手の適性診断や健康状態のチェックなど安全管理規定の再確認を受託事業者側に要請するとともに、現状

の体制を過信することなく、委託者との連携をより一層強化し、車両の点検や運行管理の在り方について改善すべき点はないか検討を重ねて、町民の皆様が安全に公共交通を利用できる環境づくりに取り組んでまいる所存であります。

以上であります。よろしくお願いします。

議　　長　（今野善行君）

渡辺良雄君。

１１　番　（渡辺良雄君）

答弁、丁寧に、おおむねよく分かりました。

少しだけ再質問をさせていただきます。

まず、保険についてですけれども、本町が掛けているということで安心をいたしました。本庁が掛けていても、事故がもし発生した場合に、委託業者、そちらのほうも保険を掛けているのかどうか、その辺をご確認されているかどうか、お伺いをしたいんですが、お分かりになれば、どうでしょうか。

議　　長　（今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町　　長　（浅野俊彦君）

ただいまの渡辺議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

あくまでも車両に対する保険でありまして、町として掛けておりますので、ダブって掛けていることは仕様書上もないということであります。

以上であります。

議　　長　（今野善行君）

渡辺良雄君。

１１　番　（渡辺良雄君）

理解いたしました。

業者側の保険の加入については、特に把握はされていないということですね。（「掛けてない」の声あり）掛けていないと、了解をいたしました。

それでは、保険のほうは安心をしましたので、次に、次の２件目の２要旨目について再質問をさせていただきますけれども、それともう一つ、失礼しました。

今まで3,000万円だったということですが、やはりこれは今回の新潟の事故を受けて見直しをされるのか、それとも、以前から3,000万円ではということで無制限に変更をされるのか、その点だけ確認をさせてください。

議　　長　（今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町　　長　（浅野俊彦君）

渡辺議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

町民の方、職員以外の一般の方を乗せる保険につきましては、民間の保険会社と契約をさせていただいている保険を掛けるようにしておりまして、そんな中で、今回の事故も受けて改めて内容を見直した中で、町民の方を、ハイエースの場合、最大でも９名乗せる形になる関係からしますとやはり無制限であるべきではないかということで、今回、見直しをかけるということで今指示をして、保険会社のほうと今手続を始めたところでございます。

以上であります。

議　　長　（今野善行君）

渡辺良雄君。

１１　番　（渡辺良雄君）

安心をいたしました。

私も初めて知ったんですが、基本的に平日の貸出しの運転手は職員が行っていると。私はずっと委託契約会社が行っているのかなという認識でおったんですが、これは通告しておりませんので、回答を求めることはないんですが、これは職員が平日は運行されるほうがいいのか、それとも完全に委託してしまったほうが安上がりなのか、これ、一回検討をお願いしたいなと。通告しておりませんので回答は求めませんけれども、やはり職員の厳しい業務というか、１人でも多く人手は欲しいところの中で、バスの貸出し事業に一日職員を費やしてしまうのはどうなのかなという素直な疑問を持ちましたので、これは一回検討をお願いしたいなというところでございます。回答は

要りません。

一つ心配なのは、このたび新潟のバス会社が全然知らない人を運行に結果的に会社の責任として充ててしまって、あと高校とそれから、バス会社で責任のなすり合いをしていると。本町もこうして考えてみた場合に、今ご答弁では、しっかりした人で委託契約しているところからも間違いのない人を派遣しておりますという回答をいただいているというご答弁いただいたんですけれども、実際に確認というのが、土日の職員がいない中で運転手が出てくる状況の中で、確認、ちょっと難しいなと思うんですが。実際に顔を見て、この人が身分証明書っていうんですか、そういうものをお持ちになってとか、そういったものをなかなか確認しづらいと思うんですが。その辺、新潟の事例を受けて、全く会社の知人の知人の知人とかというようなむちゃくちゃな話だったんですけれども、本町にそれがないのかどうか、そこをちょっと端的にお聞きをしたい。

議　　長　（今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町　　長　（浅野俊彦君）

渡辺議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

回答ご不要ということでお話をいただいたわけでもありましたが、まず、今の運行なんですけれども、今現在、町では、労務職として２人の方を今採用しております。そういった中で、一般の方にお貸しする車の運転手のみならず、町長車の運転または副町長用務の運転等々もありまして、平日は全てバス含めて労務職の内部職員で運用できているわけでもなくて、町長車、副町長車の運行等がある場合には、そちらに入っていただきながら、同じく、その場合には外部の方にお願いをしておる現状であります。

今現在でありますが、特別、人までで指定しているわけではないんですが、現状、おおむね３名の方がほぼ交代、シフト的に要請した場合には来ていただいている現状でありまして、いらしていただく際に鍵を受け渡して車両を引き渡すわけでありますが、そのときに様子をもう少し見るような、日常の通常の行動等、問題、差し障りないですよねっていうものを何か見るべきようなチェック体制も、多少、今回のこの問題を契機に考える必要があるんではないかなということでもんでいるところではありますけれども。それの前に、まず契約いただいている会社さんにつきましては、最初

の回答でも申し上げましたとおり、一般の乗用旅客事業者の運送事業の許可と労働者の派遣事業の両方の許可を持たれているきちんとした会社さんの社員の方ということで要件にも入れさせていただいていますので、その中でいらしていただいている方々が年度替わりで、同じ方、３名の方のいずれかがいらっしゃっているっていう状況の確認はさせていただいておりますので。

それで足らない部分がないよう、全てがこれで問題なしというわけではないだろうというふうに思いますので、引き続き、そういったところもチェックできるような視点も検討してまいりたいと思います。

以上であります。

議　　長　（今野善行君）

渡辺良雄君。

１１　番　（渡辺良雄君）

今回の新潟のこの事件で一般質問をさせていただくのにはもう一つありまして、私ども議員がここに、同僚議員もたくさん乗っていたバスなんですけれども、自治会館で議員研修があって、それで、帰り道、この大和町役場まで帰ってきたわけですけれども、黒川病院の信号のところで、警察から来て右折なさって、それから、水道のところとかをうろうろ始めたわけですね、位置が分からなくなったみたいで。同僚議員たちも何だ、何だと。そういうような事態が何年か前、２年前か３年前かございました。

その方はひょっとして初めて来られたのかなと。すっとそのことが思い起こされて、新潟でそういうことがあって、我が町でも全然契約外の会社の人が来ていたんじゃないかなという、そんな恐れも持ったわけです。で、今回質問させていただいたんですけれども、これからも運転手さんも含めて、今、鍵をお渡しするときにしっかり動向チェックさせてもらうというようなことを回答いただきましたけれども、本当にその契約会社の職員であるかどうかというは、やっぱり警備員の方にでもお話しされるかどうかですけれども、若干でもそのチェック体制を少しは築いてほしいなっていう気もしております。これについては回答は要りません。

これで大体１件目のマイクロバスについては質問を終わります。

２件目に入らせていただきます。

それでは、安定した財政調整基金額の保持は大丈夫か。

令和６年度の大和町の総務省決算状況調を見ますと、実質単年度収支は11億8,662万円のマイナスとなり、財政調整基金も4.5億円ほど減少して28億8,100万円となっている状況であります。令和８年３月には、町長から、このままの規模で予算編成をすると近い将来財政調整基金がゼロとなるので、令和８年度予算については５％削減の予算組みを行うと説明をお伺いをいたしました。

本町の特性として、法人町民税の変動額が非常に大きい状況でございます。不交付団体の普通交付金の算定基準も法人町民税が計算上の基礎となるというふうに承知しておりますので、これからも法人町民税の増減、これが大きく本町の財政に影響を及ぼすというふうに承知をしております。歳出面では、吉岡小学校の改築事業は終了しましたけれども、将来の上下水道収益や管理する公共施設等の統廃合など大きな費用を要するものの見直しも必要と考えられます。

第５次総合計画や第５次国土利用計画との吻合を図りながら、災害や豪雪への備えを含め、町が安心できる財政調整基金額を保持すべきと考えますが、町長の今後の予算編成についての考えの一端をお伺いをしたいと思います。

議　　長　（今野善行君）

答弁を求めます。町長浅野俊彦君。

町　　長　（浅野俊彦君）

それでは、次に、安定した財政調整基金額の保持は大丈夫かのご質問にお答えをいたします。

令和６年度の決算状況や財政調整基金の推移、そして、将来起こりうる災害や豪雪に対し、本町の財政状況を踏まえた備えなど今後の予算編成についてのご指摘、深く受け止めているところでございます。

本町の財政状況につきましては、近年は法人町民税が大きく増減を繰り返し予測が難しい中、一方で、物価高や社会保障関係費、人件費等が増加しているなど歳出面での圧力も強まっております。議員ご指摘のとおり、将来を見据えた健全な財政運営を維持するためには、財政調整基金の安易な取崩しに依存した予算編成から脱却をし、歳出事業の見直しと歳入確保に向けた具体的な取組が必要であると認識をしております。

このため、令和８年度の当初予算編成におきまして、一般財源の５％削減を編成方針に掲げたところでございますが、議員からご指摘いただきました上下水道事業の経

営健全化や公共事業等総合管理計画に基づいた施設の統廃合、長寿命化につきましてもその取組を加速させ、将来の維持管理コストを抑制してまいります。

また、昨今の激甚化する災害や記録的な豪雪への対応は町の安全安心を守るための最優先課題でありますので、防災・減災対策に必要な予算は確保しつつ、限られた財源を戦略的に配分する選択と集中を徹底してまいります。

さらに、地方創生の取組や第５次総合計画の取組を加速させていくに当たっては、財源確保に向けた新たな環境整備が必要であると判断をし、この６月議会におきまして大和町企業版ふるさと納税基金の設置につきまして条例案を上程しているところであります。同基金は、地域再生計画の変更を契機に、寄附金をより効率的に受け取れる受皿として設置をし、充当事業の拡充と併せて効果的に運用することが可能となるなど財政運営において大きな効果が期待をされます。

今後もこのような事務事業の見直しを継続的に進め、多様な財源を生かしながら、町民福祉、教育等のサービスを維持発展できるよう今後も検討を進めてまいります。

今後の財政調整基金の適正規模につきましては、不測の事態に備えた一定の財源を確保しつつ、単年度収支の均衡を目指すことが重要と考えております。町長である私自身が先頭に立ち、職員一丸となって行財政改革を進め、将来世代に負担を先送りしない持続可能な財政基盤の確立を目指してまいります。よろしくお願いします。

議　　長　（今野善行君）

渡辺良雄君。

１１　番　（渡辺良雄君）

町長のこれからの予算に取り組む覚悟を伺いました。

財政のプロの皆さんが目の前にいらっしゃって、ちょっと恥ずかしい質問をするかもしれませんけれども、そこはどうかご容赦をいただきたいと思います。

財政調整基金、今令和７年度末で28億円に4.5億円ほど減っているという状況ですけれども、財政調整基金の額は標準財政規模の35％程度が妥当というようなことが一般的に言われているかと承知しております。であるとすれば、大和町の標準財政規模、令和５年度・６年度を見ますと86億から93億程度でしょうか。そうしますと90億程度が標準財政規模かなあと。それの35％となると31億5,000万円くらいの額になるんですけれども、私が適正と思っている財政調整基金の残高と町長がお考えになっている適正な額はこれぐらいだというのが、基本認識が一致しているかどうか。90億円とす

るなら31.5億円で町長も同意されるかどうか、最初にそこをお伺いをしたいと思います。

議　　長　（今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町　　長　（浅野俊彦君）

渡辺議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

何割が適正というもの、特別定まってはいない中ではありますが、一般的に総務省等から提示をされている内容が、当初予算の一般会計の２割程度が望ましいのではないかというような数字を言われているところもあります。本町でいきますと、139億円、140億円前後、そこの２割程度のところは最低でも維持をしないと、なかなか不測の事態に予算措置ができなくなる可能性も出てくるんではないかなというふうな数字で、まずはその辺りを基準として、財政調整基金はそこを維持をできるような動きをすべきであろうというふうに、私としては、今、財政課と一緒に当たっておるのが現状であります。足らないかも分かりませんが、最低でもそのぐらいかなというふうな認識でおります。

以上であります。

議　　長　（今野善行君）

渡辺良雄君。

１１　番　（渡辺良雄君）

そうしますと、町長のご認識としても28億円程度かなあと。私がチェックしたのだと大体30億円から31億円、基本的には認識は一緒というところです。

財政調整基金の令和７年度末が26億円で、令和８年度の見通し額、これは３月に報告を受けたものによりますと、見通し的に16.95億円ということをお聞きしておりますけれども、この16.95億円、今年度末、財調額がこれくらいに減るというような、これは今のところも見通しは変わっていないということでよろしいでしょうか。

議　　長　（今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町　　長　（浅野俊彦君）

渡辺議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

令和８年度の予算編成当初はそのような見込みでおりました。そういった中、令和７年度も国の物価高騰に伴って消費税はじめとして国の税収が増えた関係もあって、年度末に各地方自治体に特別に交付をされた税額等がありました。また、あくまで当初予算の前提なところもある中、例年であれば、年度末に黒字決算に持ち込ませていただいて、財調の残った部分の半分をまた財調に積ませていただくっていう前提から、見込みとしては、予算編成当初は17億円程度で見込みましたが、上振れがしている部分がありますので、そこはあくまでも下限、最悪のケースというふうな意味合いで思っておりますし、今現在の税収等々を見ますと、当初よりも上振れ方向、またはその回復基調が早めに来るような見込みもちょっと見えてきている部分が、兆しがありますので、もう少しいい数字になるんではないかというふうに思うところでありますが、ただ、今現在のイラン情勢含めて、物価高騰に苦しまれる町民の皆様方、そして事業者の方々に今後どういうふうな支援が必要となるのかっていうところはよく状況を見極めながら、いろんな意見を聞いて検討してかなきゃないところではあると思いますけれども、今現在の見込みというところではいい方向に多少なり、１年、２年早めに向かうんではないのかなというふうな思いでおります。

以上であります。

議　　長　（今野善行君）

渡辺良雄君。

１１　番　（渡辺良雄君）

いや、それは、先のことは、一寸先は闇ではありますけれども、明るい兆しがあるというのは非常に聞いていて頼もしく感じました。そういう方向にぜひ行ってほしいなと。また、そういうことがあるからといって気を緩めないように、ひとつ財政運営をお願いをしたいなと思います。

経常収支比率、過去10年ほど、ちょっと私なりに調べさせていただくと、以前は80％台だったのが、コロナを契機として90％台に上がって、平成６年度は特に上がってしまって、これは何が原因かっていうのはお分かりかとは思うんですけれども、101％と。要するに100％超えてしまって、これは非常にこんなに我が町は財政硬直化

していたのかと改めてちょっと怖い思いをしたわけであります。

平成６年度、全国で大和町規模の類似団体99ほどあるというふうに聞いておるんですけれども、99類似団体の中で我が町が99位、どんべになっているというのもちょっと驚いてしまって、私自身、この議会である程度楽観的な目で見過ぎていたのかなとちょっと怖くなったところもありました。

やっぱりこれは吉岡小学校の改築事業とかそういったこと、それと消防庁舎の新庁舎で負担金が増えた、こういったことの理由、そういうふうに考えていいのか。その辺、町長、どのように考えればいいんでしょう。

議　　長　（今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町　　長　（浅野俊彦君）

ただいまの渡辺議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

まず、人件費の高騰等も効いてもございます、物価高騰に伴うところで、また加えて、ご指摘のとおり、吉岡小学校の建築工事に伴って起債した部分の償還がちょうど始まるタイミングでもあった部分もあります。いろんなものが重なった中で、法人町民税が減収した際に、どうしても翌年苦しくなるであろうと思ったときに、税収が減ったときだけ起債ができる減収債というのもちょっと起債もさせていただき、ちょっと当面つながないとつなげないんじゃないかっていうことで起債をさせていただいた。それの償還も始まった部分も意外と効いております。宮城県内各自治体35自治体見てもほとんどが100を超えるような状態で、逆に104とかまで聞かれている自体もある中、ちょうどぎりぎりだから、なおなかなか自主財源で賄わざるを得なくて、結果、交付税をいただけないところが比較的効いておった部分があったものでしたから、予算編成でもちょっと議会の皆さんにもご無理をお願いしたところでありますが、今後、事業の見直しも含め、そこもかけていきながら、安定した持続可能な財政運営ができるよう、なお改めて身を引締めて見直すべきは見直していくべきだなということで、今、渡辺議員からのご指摘も受け、強く心にも思っているところであります。

また、税収を増やすという取組も必要な中で、職員共々私も含めて企業版ふるさと納税また個人向けのふるさと納税も増やせるような取組を今年度充実してまいりたいと思っていますし、みんながセールスマンになってそういった取組をしていくべきだろうなというふうな思いも今持っている次第であります。

以上であります。

議　　長　（今野善行君）

渡辺良雄君。

１１　番　（渡辺良雄君）

今、町長から人件費のお話出ましたけれども、人件費については、令和６年度を見ますと、以前、決算額の21％くらいで、これは今非常に状況としては誇れる数値ではないかなと思うんですけれども。それでも、これから少しは職員の単年度の方々の報酬とかボーナスとかの見直しがあるから、ちょっと上がってくるのかなとは思っていますけれども、これはこれでいいのかなとは思うんですけれども。

それにしても、物件費が、我が町、住民１人当たり17万5,000円というような数値が出ております。全国平均を見ますと15万円で、我が町２万5,000円ほど高いという状況に陥っているんですけれども、これもやはり物件費で吉岡小学校の改築事業あたりで校舎の借り上げとかそういったものがあって、借上げ費で押し上がったのかどうか、その辺ちょっと確認をさせていただきたいなと思います。

議　　長　（今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町　　長　（浅野俊彦君）

渡辺議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思いますが、まず、人件費につきましては、もちろん民間ベースも上がっている部分でありますけれども、特に大きく変わった部分が、同一労働同一賃金という考え方の中で、会計年度任用職員さんについても職員と同じように勤勉手当でありますとか、賞与であるとか、いろんな手当をきちんとつけなさいというところが見直しがあった部分が変わってきている部分で、とは言いましても、それに見合って、もちろん仕事をしていただいているきちんとした対価は支払うべきであろうというふうに思うところでありますが。

あと物件費のところでありましたが、確かに吉岡小学校の仮設校舎等々の整備またはその解体費用等々、意外とやっぱり大きい部分があるんでしょうね。あと、それに加えてやっぱり面積が本町としては広い中、道路もそうでありますが、上下水道施設等の設備のどうしてもそのエリアが広いという部分、その部分と、あと加えて、高低

差もある中、定期的に管の清掃をしたりでありますとか、あとポンプの更新であるとか、そういった更新をきちんと行っていかなきゃない中で、どうしてもスモールシティーに比べると経費的にはかかってしまう部分があって、そこが効いてきているんだろうなというふうに考えております。

以上であります。

議　　長　（今野善行君）

渡辺良雄君。

１１　番　（渡辺良雄君）

今の町長の答弁、理解をいたしました。

物件費、補助費等もちょっと高いんですけれども、ほかの類似団体と比較して数値が高く出ているんですけれども、先般、入札で１件、倒産をして工事ができなくなって新たな業者に再契約をするというような事象が発生したんですけれども、この際にちょっとお伺いしたいんですけれども、何がいいのか、原案はないんですけれども、我が町での入札については、最低価格を下回っても、調査をして、それで工事可能と判断すれば契約をするということなんですけれども、全国こうして眺めてみますと、最低価格を下回った業者については失格というところも結構あるやに聞いております。本当に最低価格を下回った業者に任せて、体力のない業者が価格を下げてくるのかなというような、素人ですからよく分かっていませんのでそういう気もしております。体力のないところの業者さんの工事と体力のある業者さんの工事で工事内容の差がひょっとしてあったりとかっていうの、これはもちろん根拠は何もありませんけれども、そういうことを含めて、我が町として、最低価格を下回っても調査をして可能と判断し契約というのか、最低価格を下回った場合は失格とか、こういったことについて一回再検討してみるというのはどうなんでしょうね、町長。そこのお考えをちょっと聞きたいと思います。

議　　長　（今野善行君）

渡辺議員、質問事項に入ってないですね。

１１　番　（渡辺良雄君）

そうですか。通告外になる……。

議　　長　（今野善行君）

意図がちょっと分からないんですけれども。

１１　番　（渡辺良雄君）

入札の質問は取消します。

先ほど物件費のお話で、ちょっと補助費のほうも類似団体99団体の中で平成６年度は97位という結果でありまして、これのＡＩで聞きますと、その理由は行政事務組合への負担金の増加というところなんですけれども、町長は、黒行の理事長も兼ねておられてということなんですけれども、非常に、負担金が23億円くらいですかね、平成６年度で。これも消防庁舎も建つし、今後を見据えると、これから衛生センターも建てなきゃならないというような中で、これから先の負担金も結構増えていくのかなというふうに思っているんですけれども、それとあと、消防庁舎をイラン情勢の影響を受けなくていい時期に建てたなという思いではおるんですけれども、この１市２町１村の広域なんですけれども、人口状況も変動している中で、負担金割合というのはあるかと思うんですが、その割合っていうのは、町長は、割合は市町村、適正とお考えなのか、そこをちょっとお伺いしたいと思うんですが。（「通告外」の声あり）

分かりました。通告外ということですので、これについても私なりにためている疑問だったので、ちょっとお伺いをしたんですけれども。それでは、取消しをいたします。

あと、補助費等で、最近、新たな町の施策というんですかね、まちづくり活動推進会とか、それから行政区内の交流促進支援事業補助金、こういったものを新設をされてということで、私自身は非常にいいなというふうに思っているんです。実際に我が町内会にも資金が来まして、いろんなものを買わせていただいて充実をしているということで、非常に有効な施策だなというふうに思っているんですけれども、一方で、財政を考えたときに、こういったものが少しずつ、少しずつ、あちらこちらで、結構僅かな額でも積み上げていくと財政総額が膨らんでいってしまうというところがあるんですけれども、町長、その辺は、決して緊縮財政を言っているわけではないんですけれども、その苦しい胸のうちを少しだけお伺いしたいなと思います。

議　　長　（今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町　　長　（浅野俊彦君）

渡辺議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

もちろん入るをきちんと計って出るところ絞るのが大前提だとは思うんですけれども、今回、新たに創設させていただいた補助事業は、全体に対する割合からするとそれほど大きくはなく、どちらかといいますと、それ以上に、これまでのコミュニティーの関係性が希薄化する部分を今止めなければ、よりもっと先のところで応分なそれ以上の負担を強いられる可能性があるであろうというふうな政治判断のところもございます。そういった意味では、もちろん緊縮すべきところは、去年あったからそのままでいいんだではなくて、去年これやったから今年もやるんだっていう単純な前例踏襲主義ではなく、今やっている事業が本当に効果的なのかどうなのか、今ある設備・施設がそのまま同じ状態で持たなきゃないのかというふうな思いで、そこは長期的な視点も入れながら、将来を見据えて、今、見極め直す、そんな時期であろうというふうに思いますので、もちろん批判を受けるところもあるかも分かりませんが、議会の皆様方とも話合いをしながら、職員の中でも組織横断的に各課、より多くの課で課題解決をできるよう問題の周知を図って、解決策を見いだせるよう財政運営をしていけるような、そんな町政運営に当たりたいなというふうに思っております。

以上であります。

議　　長　（今野善行君）

渡辺良雄君。

１１　番　（渡辺良雄君）

いろいろと聞きたいこと、時間も迫ってきたんですけれども、次に、公共施設等総合管理計画のちょっと話題に触れるんですけれども、旧耐震基準該当延べ床面積が２万4,000平米ほどあって、また、橋梁も９割が築30年経過しているということですけれども、こういったものも維持管理費結構かかってくるのかなというふうにいるわけですけれども、解体とかそういったことも考慮していくんですけれども、給食センターもこの前一般質問させていただいて、そろそろ考えているんだというようなご答弁いただいたんですけれども、本当に給食センターまで金が回るのかなというような心配もしているわけですけれども、計画もあってということで、それは順当に進めていくというお考えでよろしいのかどうか、そこだけちょっとお聞きをしたいと思います。

議　　長　（今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町　　長　（浅野俊彦君）

渡辺議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思いますが、やっぱり必要なものはやっぱり必要でもあります中、なかなか単費だけでやることがないように、国または県の補助メニューがないのかというところも入れながら、必要なものは必要な時期にきちんと更新をしていくっていうのが大前提だと思いますので、一時的に、駄目になって、補助メニューももらえなくて単費で慌てて更新しなきゃないっていうような事象にならないよう、職員とも優先順位をつけながら計画的に、そこは直すべきは直していきたいなというふうに思います。また、造るべきは造っていきたいなと。要らないものはやはり思い切ってスクラップしていくんだと、壊していくんだというふうな気持ちで進めてまいりたいと思います。

以上であります。

議　　長　（今野善行君）

渡辺良雄君。

１１　番　（渡辺良雄君）

今年から、上下水道についてなんですけれども、10年計画で大和町の水道事業経営戦略、それから大和町の下水道事業経営戦略、これがスタートしたわけであります。私一番心配するのは、料金改定を考えなきゃいけないのか。それから、ウオーターＰＰＰというふうに呼んでいいんでしょうかね、民営関係、そういったものも明るい状況にあるのかどうか、今、ちょっと町長のほうから、簡単にだけちょっとご答弁いただけたらと思います。

議　　長　（今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町　　長　（浅野俊彦君）

渡辺議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思いますが、やはり民営化、Ｐ

ＰＰ、ＰＦＩ、いろんな手法がある中、今あるインフラ設備をどう維持していくのかということを考えたときに、やはり単独の自治体で持ったほうがいいのか、もう少し広域で運営をしたほうがいいのかというご視点も含め、今検討する時期であろうというふうに思うところであります。近年、近隣ですと松島町さんがちょうど上下水道、下水道の料金の見直しを今年度からされております。

本町も、今どうあるべきなのかっていうのを、まずはその設備をどう持つべきなのかっていうのを令和７年度でコンサルをお願いした結果が出てまいりましたので、その内容を受けて、経営を広域化で統一をしていくためには、結果その料金をどうするんだとかっていう視点も必要になってくる部分がありますので、広域行政の可能性も含めて、また、その管理自体を民間に一部委託する等も含めて、これから検討を進めていかなきゃない事項であろうというふうに認識をしておりますし、そういう動きを進めてまいりたいなというふうに思っておるところであります。

以上であります。

議　　長　（今野善行君）

渡辺良雄君。

１１　番　（渡辺良雄君）

ぜひ進めていっていただきたいと思います。

先ほど町長のほうから減収補塡債のお話が出ましたけれども、これから令和11年あたりまで償還金も増えていくというふうに聞いておりますので、いろんなところで出費がかさんでいくわけですけれども、稼がなきゃならないなと。答弁にもいただいたんですけれども、稼ぐ最短の道って何だろうかなと私なりにも考えたんですけれども、町長答弁でふるさと納税、いろいろとこれからというお話いただきました。全国でふるさと寄附金あるいはふるさと納税、ベストテン見ますと、第10位で一番稼いでいるところは121億円稼いでいるんですね、10位が。トップは256億円だそうですね。すごい金額だなと。我が町はというと、1.8億円、1.6億円だったでしょうか。これから頑張るということなんですけれども、10倍に増やしていただくと16億円ですか。半分、返礼品除いても８億円残ると。そうすると、法人町民税の乱高下というか、これに耐え得るんじゃないかと思うんですけれども、目標10倍の16億円ぐらいで頑張ってみてはというのはどうでしょうかね、町長。

議　　長　（今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町　　長　（浅野俊彦君）

渡辺議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

なかなか今いただいた数字はかなり高い数字であろうなというふうに思うところでもありますが、本町の場合、今現状、いろんな企業さんが設備投資等をいただいております。加えて、市街化編入を準備をさせていただいている場所もあります中、安定した財源の一つとして固定資産税の収入も上げながら、企業版ふるさと納税または個人のふるさと寄附金も含めて、合わせた形でやっぱり安定して16、18億円と上げられるようなそんな動きを取れればなというふうに思うところであります。全てを全て欲張るわけにもいかないのかなというふうな思いもあります中、固定資産税も含めた中で、安定財源確保に向けて頑張ってまいりたいと思います。

以上であります。

議　　長　（今野善行君）

渡辺良雄君。

１１　番　（渡辺良雄君）

いろいろ見ますと、町長のほうで頑張っておられるというのが、ＤＸを推進して経費を削減していって、少しでも出を少なくするんだというのもチェックをすると出てくるように見受けられます。あとは、令和８年度で５％削減というようなことで、町職員全体で削っていこうというような努力姿勢も感じられます。そういったことで、令和６年度101％という100を超えてしまった財政の硬直化を少しでも緩和していくように、これから、町長以下皆さんで頑張っていただいて、健全財政を維持をしていっていただきたいという気持ちで、私の一般質問を終わります。

議　　長　（今野善行君）

以上で、渡辺良雄君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。再開は11時10分といたします。

午前１１時００分　　休　憩

午前１１時０８分　　再　開

議　　長　（今野善行君）

再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、一般質問を行います。

４番平渡　亮君。

４　　番　（平渡　亮君）

それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

本町は、今後、厳しい財政運営が見込まれる中にあっても、住民サービスの向上と持続可能なまちづくりを進めていかなければなりません。そのために、本町が持つ人材や文化、地域資源を有効に活用しながら、将来につながる施策を展開することが重要であると考えます。

そこで、今回は高齢者の外出機会の確保と地域とつながり、地域文化を生かした特色ある教育の推進、そして自主財源の確保につながるふるさと納税の戦略的な取組について質問をさせていただきます。

１件目です。高齢者外出支援事業の現状と今後の方向性について。

本事業は、平成30年より実施され、令和６年から助成額を拡充するなど、高齢者の移動支援に取り組んでいる事業です。高齢化の進展に伴い、高齢者のみの世帯や移動に不安を抱える高齢者が増加する中、外出機会の確保は、介護予防や健康維持、社会的孤立の防止につながる重要な取組であると考えます。また、外出は買物や交流、地域活動への参加など、高齢者の生活を質を支える役割を担っております。

令和７年９月定例会において、町は、本事業について、「自立支援」、「社会的孤立の防止」、「地域経済・地域コミュニティーの活性化」など、多面的な効果を持つ“未来への投資”につながる有益な事業であると認識を示しております。一方で、現在の利用状況を見ると、本事業が高齢者全体の外出促進策として活用されているのか、あるいは交通弱者への支援を中心とした福祉施策として機能しているか、現状を踏まえた整理が必要であると考えます。また、交通利用に加え、地域での交流や消費活動につながる仕組みを取り入れることで、事業効果をさらに高めると考えますが、以下町長のお考えをお聞きします。

１要旨目、高齢者外出支援事業について、現在の利用率や利用者の傾向をどのように分析していますか。また、本事業の役割をどのように位置づけるか。

２要旨目、外出支援の創出や地域経済の活性化の観点から、町内飲食店でも利用可能な外出支援券として制度を見直す考えはあるか。

お願いいたします。

議　　長　（今野善行君）

答弁を求めます。町長浅野俊彦君。

町　　長　（浅野俊彦君）

それでは、平渡　亮議員の高齢者外出支援事業の現状と今後の方向性についてのご質問にお答えをいたします。

初めに、高齢者外出支援事業は、高齢者の皆様が住み慣れた地域で生活することを支援するため、平成30年度から、タクシーを利用する際の費用を一部助成する高齢者タクシー利用助成事業として始めたものでございます。

令和５年度から、公共交通機関を利用する際の費用の一部を助成するサブローカード、いわゆるｉｃｓｃａの発行事業を追加をし、さらに、令和６年度からは助成額を年間6,000円から１万8,000円に増額をし、利用区域の拡大と助成金額を見直し、事業効果の促進を図ってきたところでございます。

１要旨目の高齢者支援事業について、現在の利用率、利用者の傾向をどのように分析しているのか、また、本事業の役割をどのように位置づけているのかについてであります。

申請状況といたしましては、令和６年度は対象者3,141人に対し申請者1,481人で申請率が47.1％。令和７年度は対象者3,204人に対し申請者1,782人で申請率が55.6％と、前年と比較して申請者数で301人、申請率で8.5％伸びており、住民ニーズに合わせた見直しと事業周知が進んだことで利用促進につながったものと考えております。

利用者の状況につきましては、病院への通院や買物で利用する方が多いところですが、病気やけがなどで車の運転ができなくなったときの万が一の事態に備えて申請する方も増えております。また、サブローカードにつきましては、仙台市など町外への通院や買物、趣味でのお出かけに利用している方が多いところでもございます。

本事業は、高齢者の方々の外出機会を創出することで、地域コミュニティーの希薄化が進む中での社会参加の促進や閉じ籠りの予防、体を動かすことでのフレイル予防、

健康寿命の延伸、買物などを行うことでの地域経済の活性化につながるものであります。また、このことにより、高齢者社会の進展や高齢者のみの世帯が増加する中で介護サービス費の抑制に寄与するものと考えております。

次に、２要旨目の外出機会の創出や地域経済活性化の観点から、町内飲食店での利用可能な外出支援券として制度を見直す考えはないかにつきましては、本町では、割増商品券事業を実施していることから、タクシー券等を商品券または共通券同様に扱うことは好ましくないと考えております。しかしながら、これらの使途を広げることは、移動手段にとどまらず、消費喚起にもつながり、外出機会の創出がより効果的になるという側面もありますので、今後、他市町村の取組も参考にしながら、どのような方法がよいのか調査研究してまいります。

以上であります。

議　　長　（今野善行君）

平渡　亮君。

４　　番　（平渡　亮君）

それでは、再質問をさせていただきます。

まず、利用率でございますが、55.6％、令和７年でございます。単純計算で、使っていない人が大体44％ぐらいいると思いますが、分析として、昨日同僚議員もありましたけれども、しっかり施策の分析って必要だと思うんですけれども、55％の人たちの利用場所とか、どれぐらい残しているかとか、あとは使わない人の使わない理由を分析しているかどうか、お聞きします。

議　　長　（今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町　　長　（浅野俊彦君）

ただいまの平渡議員の再質問にお答えをしたいと思っております。

まず、タクシー券でありますので、確かにタクシー業者にヒアリングをすればどういうところで降りられたり、乗降されているかっていうデータが取れるんだというふうに思いますが、今現在はちょっと取れていないのが現状であります。また、利用されていない方についても、なぜ利用されなかったのかというところは、追いかける調

査ができない関係もありまして、そこは今していないのが現状であります。

以上であります。

議　　長　（今野善行君）

平渡　亮君。

４　　番　（平渡　亮君）

令和６年から、6,000円から１万8,000円に値上げをしている、事業拡大しているということなんですが、我々議会のほうでもその提案を同僚議員がさせていただいて、町のほうもそれに倣うような形、そういう考えの下、町長がなされたというふうに認識しておるんですが、この外出支援事業ですが、大和町の公共交通計画の中を見ると、デマンドタクシーもやっています。地域バス、町民バスもやっています。そして、福祉だと介護タクシーもやっています。これは、ほかの自治体からすると充実しているようにも思うんですが、そこのプラスアルファでこの事業をやっているということなので、町長の話を聞くと、移動手段という認識よりは、いろいろなご答弁聞いている限り、外出支援というような中での移動支援だけにとどまらないような要素を持っているように見受けられるんですけれども、これは高齢者の生活を豊かにするという、交通弱者というよりもプラスアルファの発想と認識していいのか教えてください。

議　　長　（今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町　　長　（浅野俊彦君）

ただいまの平渡議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

交通弱者の方に向けた足の確保というところが私は一番実際には大きいというふうに思っています。そういった中、やはりデマンドタクシーの時間帯が十分であるのかという部分に疑問も持っている部分と、あと加えて、やっぱり町民バスがどうしても今の路線しかないというところからすると、これでも十分ではないんではないかという部分に加え、町内でのいろんな人の交流が、イコール、経済的な好循環を生み出すんではないかというところを狙っているところ。また加えて、私の狙いというところで増額したところであれば、やっぱり運転免許をお持ちでありながら運転が心配だなと、年齢を召されれば召されるほど体調の変化によって変わられる中で、心配な中運

転をいただいて、万が一にも児童生徒等、将来を担うような子供さんを事故で亡くすような、そういった交通事故防止にもつながるんではないかというところを期待もしてございます。

以上であります。

議　　長　（今野善行君）

平渡　亮君。

４　　番　（平渡　亮君）

町長のお考え、十二分に認識させていただきました。

そこのところの補塡というか、町民の方々の弱者を救う事業である一方で、税の公平性を考えたときに、やはり皆さんが使われるものであって、私はこの事業は賛成派というか、推進派の考えを持っているからこそなんですけれども、そうしたときに、例えば大衡村、富谷市、大郷町、昔の黒川郡の１市２町１村のことを比較するときに、大衡村は２万4,000円です。大郷町はやっていないということで、代わりに月1,000円で10回まで乗れるデマンドタクシーのような形の車、そして、富谷市は、ご存じのとおり、ｉｃｓｃａという形で２万円で１割負担という形で１万8,000円、富谷市に倣うような形、隣接していますし、仙台市への外出ということも考えたら、そのような政策も、狙いもあるのかなというふうにも酌み取れるんですけれども。そう考えたときに、今、財政の中で、様々な、昨年度５％削減という形になりました。その論にしたときに、これは弱者を救う政策というのは十二分に分かるんですけれども、減額とか、そういう事業の見直し、ちょっと考えが町長はあったのかどうか教えてください。

議　　長　（今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町　　長　（浅野俊彦君）

平渡議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

ほぼ、タクシー業者さん含め町内で循環する事業でもありましたので、当初予算編成に関して、この事業についての減額等は、今回は一切考えなかったのが事実であります。

以上であります。

議　　長　（今野善行君）

平渡　亮君。

４　　番　（平渡　亮君）

じゃあ、そのようなお考えだったということで、２要旨目のほうに移らせていただくんですけれども、一つの事業をやるときに、これは財政経営論の話になるんですけれども、移動手段っていうだけでこの１人１万8,000円、アッパーというか、全部の人数掛けると大体全員100％になると5,800万円ぐらいになるとは思うんですけれども、それを入れているわけじゃないですか。となったときに、移動手段にとどまらずに、ほかの効果というものを生み出す必要がやっぱりあるのかなと思います。

ご答弁のとおりに、割増し商品券という扱いではなくて、今回、私が伝えたいのは飲食店での外食券なんです。つまり、外食をするということで高齢者の外出を後押しするような施策をしている自治体もございまして、その流れを見て、それを新たな事業をつくるというよりは、今ある外出支援という考えの事業を様々な面から見て、移動手段もそうです、移動手段が必要な人は１万8,000円移動手段でいいんです。ただ、同僚議員が前回の、おとといですかね、一般質問されていましたけれども、吉岡の人たちからするとタクシー使わない人もいられるわけで、その人たちからすると違った外出の支援が欲しいなというふうに思うこともあるとは思うんですね。そうなったときに、この外出支援券がいろんな形で効果を生み出す。そして、何よりご答弁で、やっぱり未来への投資ということであったり、地域活性化、地域の経済とか、あとはいろんな町長の思いがすごいあふれているものだと思うんですね。そうなったときに、やはり、今福祉課がやっているものですが、福祉課だけではなくて、商品券であれば商工観光課でございますし、歩く、フレイルの予防であれば健康推進課であったり、課をまたいで、先ほどの同僚議員の一般質問の答弁でも町長がおっしゃっていたのって、ここに当たってくると思うんですけれども、ちょっとご見解を聞かせてください。

議　　長　（今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町　　長　（浅野俊彦君）

平渡議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

タクシー券の金額の上限、在り方等々、今、議員からもご指摘があったように、私もいろんな地区の方からお話を伺います。比較的市街地に近い、やっぱり吉岡の方々と、または杜の丘、もみじケ丘の方々と、旧地区から通われていらっしゃる、住んでいる方からすると、どこにも１万8,000円じゃ足らないんだっていうお話、もっと増額できないのかとか、お話をいただいていく中で、やっぱり税が原資となっている以上、確かに応分の負担をいただいている公平性というところを考えたときに、金額がどうあるべきなのか、またその使い道がどうあるべきなのかって考えたときに、余った部分を単純に、じゃあ、吉岡の方々等々飲食店で使えるという話に仮になってしまった場合に、従来地区の旧４村にお住まいの方々からすると、吉岡の方々だけいいなっていうような話が出たりも、うちらは交通でしか使えないんだけれどもっていう話も出たりする部分もちょっと気になるところでもありますが。確かにいろんな側面があって、やっぱり町内での経済循環を生み出す事業という意味では、いろんな考え方があっていいんだろうというふうに思います。

今、高齢者タクシーまたは福祉タクシー、デマンドタクシー等々含め、制度が複雑化している部分もある中、もう少し整理をしながら、事務手続に余計な経費をかからないような、ＤＸを絡めたところも含め、いろいろこれから検討していくところであろうというふうに思いますので、そういった中、全体の中で、制度見直しも含めて様々検討してまいりたいというふうに思っておる次第であります。

以上であります。

議　　長　（今野善行君）

平渡　亮君。

４　　番　（平渡　亮君）

それでは、今、町長のご答弁の中で、吉岡地区って私言ったのは、45％の方が申請していないということになります。鶴巣の方でも、落合の方でも、吉田の方でも、宮床の方でも、運転なされる方まだおります。高齢者のこれからの外出ということを考えて、運転免許が返納だけというよりは、ぎりぎりまでやっぱり運転していただいて、その代わり、町としては補助ブレーキの助成をするとかいろんなことをやっているところがあると思うんですね。返納すると途端に外出が減ってしまいますので、ちょっとこの外出支援と少しうまくかみ合わないところも正直あると思ったときに、外出をつくってあげるっていう発想も必要なんですね。

先ほどちょっと触れたんですけれども、埼玉県のときがわ町のほうでやっている「月イチ食堂」ってございます。月１回500円のクーポンで、大和町であれば商工会に加盟している食堂なり飲食店で月１回外食しましょうよっていうことを促す、これが外出支援としてやられているっていう、月500円なので、12か月、１か月１回なんですよ。なので、12か月のクーポンがあって、それで6,000円という形で補助しているっていうやり方もあって、最初、私はこれを提案しようかと思ったんですけれども、今の情勢考えたときに、外出支援事業があるのであればそれを入れてやるのも、発想として、町長もずっと再構築っていうような形でこれからの事業なり施策をしていくということを何遍もおっしゃっているので、であればというようなことで、この発想なんですね。

なので、地区ごとっていうよりは、どんどん福祉として使ってもらう。１万8,000円をしっかりと町は、これから次の３件目で話しますけれども、何とか財政面で工面しながら、そして、高齢者に元気よく長生きしていただく、活躍してもらう、地域のコミュニティーをしっかり形成してもらうということで、そういうような面での話とちょっと理解していただければと思います。それについて一言お願いします。

議　　長　（今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町　　長　（浅野俊彦君）

ただいまの平渡議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

当初のご質問にもありました外出支援券の意図が初めて理解ができました。そういった意味では、外出の機会をつくるというところのそういった意図も入れた中で、全体の事業をどう組立てていくのかというところも今後の検討の課題とさせていただきたいなというふうに思います。

以上であります。

議　　長　（今野善行君）

平渡　亮君。

４　　番　（平渡　亮君）

理解してもらうために一般質問の分量をいっぱい増やしたんですけれども、僕のち

ょっと言葉足らずで大変申し訳ございません。そういうことで意図を酌んでいただいて、再構築っていうか、リデザインですね。いろんな意味で事業のほうを見つめていただければと思います。

それでは、２件目のほうに移らせていただきます。

２件目です。台ヶ森焼を活用した地域文化教育についてでございます。

本町には、豊かな自然や歴史、伝統文化など地域ならではの資源が数多く存在しています。その中でも台ヶ森焼は本町の風土や文化を体現する地域資源の一つであり、地域の魅力発信や文化継承の観点からも重要な存在であると考えます。

近年、全国では、地域の伝統工芸や地場産業を学校教育に取り入れ、子供たちが地域文化に触れながら学ぶ取組が広がっております。地域の作り手と関わりながら、実際にものづくりを体験することは、郷土への誇りや愛着を育むとともに、創造力や感性を養う学びにもつながるものと考えます。また、総合学習や卒業制作などに地域文化を取り入れることは、子供たちにとって自分たちの住むまちを深く知る機会となり、地域とのつながりを実感する学びにつながるものと期待しています。

本町には七ツ森陶芸体験館も整備されており、台ヶ森焼に触れる環境があることから、学校教育と地域資源を結びつけた取組を進めていくことは、大和町らしい特色ある教育の推進につながるものと考えますが、以下教育長の考えを伺います。

１要旨目、台ヶ森焼を活用した総合学習、卒業制作などの体験型授業についてどのように考えるか。

２要旨目、七ツ森陶芸体験館や窯元と連携し、地域文化教育として継続的に取り組んでいく考えはあるか。

以上です。

議　　長　（今野善行君）

答弁を求めます。教育長八巻利栄子さん。

教 育 長　（八巻利栄子君）

それでは、台ヶ森焼を活用した地域文化教育についてのご質問にお答えいたします。

台ヶ森焼は、令和７年３月19日に宮城県知事指定伝統工芸品として認定されました。地域の先人が長年守り継いできた技術と地域の産業、文化に深く根差した価値が認められたものであり、宮城県を代表する新たなブランドとして今後の継承や振興が期待されており、私も一町民として非常にうれしく、そして、誇らしい思いでおります。

それでは、１要旨目の台ヶ森焼を活用した総合学習、卒業制作などの体験型授業について、どのように考えているかについてお答えいたします。

伝統工芸を学校教育に取り入れることは、子供たちの郷土愛を育み、創造力や感性を養う上で大変意義深い取組であると認識しております。小規模校におきましては、少人数の特性を生かした丁寧な指導が可能であり、ものづくりの精神や地域文化について深く学ぶ上で非常によい機会になると考えます。一方、大規模校におきましても、学年単位やクラス単位での工夫、あるいは地域施設である七ツ森陶芸体験館を活用するなど、各校の実情に応じた実施形態が考えられます。

総合的な学習の時間や卒業制作などにおけます体験型授業につきましては、今後、校長会議等の場を活用し、他地区の実践事例を紹介するなど、町内の伝統文化を生かした教育に対する働きかけと一層の支援を行ってまいりたいと思います。

町・学校・地域等が連携し、児童生徒が郷土の誇りに触れられる教育環境づくりを各校の実情に合わせた形で推進してまいりたいと考えます。

次に、２要旨目の七ツ森陶芸体験館や窯元と連携し、地域文化教育として継続的に取り組んでいく考えはあるかについてお答えいたします。

教育委員会といたしましては、平成26年度から生涯学習課が主催いたします放課後子ども教室推進事業、通称「わいわい」と呼んでおりますが、におきまして陶芸教室を継続して開催しております。当時は仙台市在住の方を講師に、吉岡小学校を除きます５つの小学校区に訪問いただき陶芸教室を開催しておりました。令和元年度からは、現陶芸体験館の館長であります安部元博士に講師を依頼し、コロナ禍により一時休止を余儀なくされましたが、令和６年度より再開し、令和７年度には５地区で再開するに至りました。令和８年度におきましても、５地区全てから陶芸体験の希望が寄せられており、地域の皆様の意識の高さを感じております。

台ヶ森焼を活用した地域文化教育は、子供たちが地域の歴史や文化に親しみ、郷土への愛着と誇りを育み、多様な価値観を尊重する心を育む貴重な学びの機会となると考えておりますので、教育委員会といたしましてもバックアップしてまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

議　　長　（今野善行君）

平渡　亮君。

４　　番　（平渡　亮君）

丁寧なご説明いただきました。深掘りさせていただきます。

まず、非常に前向きなご答弁をちょうだいいたしまして、しっかりこの文化を子供たちにつないでいっていただきたいなと思っているんですが、ちょっと具体的な話をさせていただきます。

この台ヶ森焼ですが、今ちょうど世界からも認められるような形の外側から認められているという状況です。河北新報にも映画のほうとコラボレーションという形で注目されました。ただ、子供たちに聞いても、台ヶ森焼を知らない子供たち、非常に多いです。それがいかに残念で、何とかしなきゃならないというふうな正直思っているところなんですけれども、そう考えたときに、今、教育長のお考え、非常に私も身に染みたんですけれども、まず、モデル校として１校だけでもすぐにやる、来年度からやるとか、そういう、取りあえず、安部窯元の話を聞く機会を設けるとか、具体的な、いつ、誰で、どこかっていうような形でスピード感を持つ、当然、お諮りしていかなきゃいけないことはいっぱいあるんですけれども、そういうお気持ちがあるのかどうか教えてください。

議　　長　（今野善行君）

教育長八巻利栄子さん。

教 育 長　（八巻利栄子君）

それでは、平渡議員の再質問にお答えいたします。

まず、今回このご質問いただいたことで、私もいろいろ調べてみたりしました。学校のどの時間で取り入れることができるのかなという視点でも考えさせていただきました。ただ、議員おっしゃるとおり、台ヶ森焼に対する知名度が実はまだもう少し足りないのではないかなという、何となくですけれども、気がしておりました。広報等でも紹介されているんですけれども、私も教員としていろんな地域で務めさせていただいて、さて、その地域の広報を見たかなっていうところは、正直よく分からないところもございまして、まずは、先ほど答弁でも申しましたが、校長先生なり教頭先生方にこういうすばらしいものがあるんだよっていうことを分かっていただくっていうことも大事なのかなというふうに考えたところでした。実際、次回６月にも校長会教頭会がありますので、その場で、まずお話ししようかなというふうに思ったところです。

あと、先ほど申し上げたように、何の時間に取り入れられるかなっていうところを

今考えているところでして、平渡議員お話しされた総合的な学習の時間ですとか、卒業制作っていう観点でも少し調べてみました。総合的な学習の時間は、議員ご承知のとおり、年間計画がございまして、何に時間を当てるっていうところも大体今年度は決まっておりますので、今そこに入れられるかどうか、分からないところですが、教育全体を通じて、実は様々な教育をしているっていうことはご存じかと思います。例えば人権教育ですとか、緑化教育とか、そのようなことを全教育活動を通じて学校では行っているわけなんですけれども、ふるさと教育っていう、実は項目もございまして、そういう教育も各学校ではやられているように確認いたしましたので、ふるさと教育に入れられないかと思ったり、または、卒業制作、まだ時間がありますので、それにどこかの学校で入れられないかというところを今考えているところでございます。私としても、活用できるというところを今模索しているところでございます。

よろしくお願いいたします。

議　　長　（今野善行君）

平渡　亮君。

４　　番　（平渡　亮君）

大変心強いご答弁いただきまして、本当に大切だと思うんです。やっぱり郷土を知って、そして郷土を愛して、そしてそれが伝統を守り抜いていくっていう、文科省が言っているような郷土の教育も同じだと思うんですけれども、そう考えたときに、ちょっと同僚議員が、私も前回の質問で赤ちゃん事業のふれあい事業もさせていただいて、「親のみちしるべ」の話も同僚議員初日にさせていただきましたが、まず、その話を聞いたときに、教育長に私たち伝えさせていただいています。その後にどういうふうに流れていくのか、正直見えないんですね。

教育委員会でもう一回、そういうのが話があったから教育長がリーダーシップを取ってそういうことやりませんかっていう提案、サジェストするのか、それとも、情報提供にとどめるのか。あとは、学校の校長先生たちが集まった校長会で、そういうプランニングなり、そういう教育活動を意見を聞いて練る時間があるのか。

ちょっとそこが私たちから見て見えないというか、いろいろ提案してお話しさせていただいて、教育長の熱い思いを聞いたときに、そこがしっかり流れているというか、風通しがよくなっていて、そしてそれが透明化になっているのかっていうのは正直分からないところがありまして、今回、前向きな本当に非常にありがたいご答弁いただ

いたんですけれども、それがちゃんと流れていくかっていうことが、正直ちょっと不安なんですね。お気持ちは酌み取りました。ですが、流れ方について、どのような形、手続でこういう施策が進んでいくのか教えてもらっていいですか。

議　　長　（今野善行君）

教育長八巻利栄子さん。

教 育 長　（八巻利栄子君）

それでは、平渡議員の再質問にお答えいたします。

まず、どういうふうに流れていくかっていうことですけれども、先ほどお話ししたとおり、議会等でもお話しいただいたことでそれは大切なことだなって思うことにつきましては、できるだけ早い段階で校長会等を通じてお話はさせていただいております。昨年度もそうです。

ただ、実施するに当たってというところまでにつなげられるかというと、なかなか様々なハードルもございます。いつもお話しするんですけれども、本町学校の状況はそれぞれの学校によって実態が異なっておりますので、一把一絡げにこれをやりましょうとトップダウンで下すのはなかなか難しいところもございます。子供たちの状況もありますし、学校規模も様々です。ですので、必ず校長先生方に申し上げるのは、学校の実情に応じてお願いしますっていうことは何かにつけてお話しているところでございます。

ただ、今回の台ヶ森焼につきましては、議員からご提案いただいたとおり、卒業制作とかには、できるだけ早く、今年度中に盛り込めるんじゃないかって思ったところもございましたので、大分いろいろ調べさせていただきました。

昨年度お話いただいた「逃げキッド」、犬飼議員にお話ししていただいたんですけれども、その辺りも学校には紹介させていただいております。

ただ、できるか、時間が必要ですので、各学校でどういう時間帯にそういうことを捻出できるか、入れ込めるかっていうところも含めまして、お願いしたり、こちらの要望をお伝えしたりしていることは間違いございませんので、今回につきましても、６月の校長会議・教頭会議でお話をさせていただこうとまずは思っております。年度内の実現を目指すところでございます。

よろしくお願いいたします。

議　　長　（今野善行君）

平渡　亮君。

４　　番　（平渡　亮君）

スピーディーな対応をしていただけるということで本当にうれしく思うんですけれども、ここで２要旨目に移らせていただくんですけれども、ちょっと今教育長の話を聞いてたときに、やっぱり本町は６つの小学校があって、資料を見せていただくと、教育目標であったり、活動であったりが統一感が正直ないのはなぜなのかなって、地域の特色を持ったっていうようなことをやっぱりおっしゃっているんですが、これからの町のことを考えたときに、私たちは小っちゃいときはやっぱり部落網とかそういうのも存在した、地域社会がしっかり確立されていたので、鶴巣、宮床、落合とかっていう形の地域の特色があったとは思うんですね。ただ、これからのことを考えて、学校の再編っていうことも含めたいろんなことを考えたときに、町としてのやっぱりその柱というか、教育の柱は必要だと思うんです。それは、肩書にはそういういろんな、確かな学力とかっていうのもあると思うんですけれども、そうなったときに、やはり地域文化教育に関しては、例えば英語に関してもそう、あとは運動だったらっていうような形で、ベクトルなり、方法論は違えど、こういうことをしっかり町としてやりましょうっていうことのリーダーシップ、または旗振り役は教育委員会だと思っております。教育委員会が皆さんで話し合ってこれをやってもらいましょう。やり方は各校で工夫してもらっていいです。ただ、これだけは、この学びはしっかりやりましょうというようなことをやっぱり言っていただくことが、これが継続的な教育になっていくと思うんですけれども。それについて、教育長、ご意見ください。

議　　長　（今野善行君）

教育長八巻利栄子さん。

教 育 長　（八巻利栄子君）

では、ただいまの平渡議員の再質問にお答えいたします。

細かくはございませんが、大きいところで大和町としての教育目標は示させていただいておりまして、少なくとも私が来てからは、毎年、検討をきちんとして教育委員会のほうに諮らせていただいております。その下に、重点目標というのもございまして、そこにもう少し細かいところで各項目、先ほど委員がおっしゃったように、英語

教育ですとか、学力向上っていうところの細かいものも示させていただいておりますので、早い段階でそちらは学校に流して、学校のほうでそれに基づいて学校としての計画を立ててもらっているという形で、一応、上に教育委員会があって、私どもの上には県教育委員会があるんですけれども、県があり、仙台地区があり、各市町村教育委員会がありという形で、その流れで、上部の考えを解釈して下に下していくというところでやらせていただいております。

よろしくお願いいたします。

議　　長　（今野善行君）

平渡　亮君。

４　　番　（平渡　亮君）

しっかりとリーダーシップを取っていただいて、今お働きになっていること重々承知しておりますが、これから、本当に八巻教育長の色に教育委員会も含めてどんどんどんどんやっていただいて、町長も後押ししてくださると思いますので、自信を持って、ずっと変わらない、なかなか動かなかった教育委員会が動き出しているのは、正直、見ていて、何となくですけれども、感じるところがあるので、本当に期待しておりますので、子供たちの教育を充実させていただければと思います。

それでは、３件目のほうに移らせていただきます。

ふるさと納税の戦略的推進についてです。

令和８年２月、宮城県のふるさと納税地域資源認定制度の運用ルールが改定され、県内で生産・製造され、県内事業者から調達した製品も返礼品として活用が可能になりました。本町では、これまで町内事業者数の限界から返礼品拡充に課題がありましたが、制度改正により返礼品の幅が大きく広がり、担当課の職員の方々の努力によって内容も充実してきました。

ふるさと納税は自主財源の確保だけでなく、大和町の魅力発信や地域経済の活性化につながる重要な施策です。今後は担当課だけでなく、全庁的な営業・情報発信を行いながら、寄附額の増加に向けた戦略的な取組が必要と考えますが、以下町長の考えを伺います。

１要旨目、制度改正を踏まえ、今後どのような返礼品の拡充や事業者連携を進めていくか。

２要旨目、ふるさと納税を町全体のＰＲ施策として位置づけ、寄附額の目標設定や

全庁的な営業活動に取り組む考えはあるか。

以上です。

議　　長　（今野善行君）

答弁を求めます。町長浅野俊彦君。

町　　長　（浅野俊彦君）

次に、ふるさと納税の戦略的推進についてにお答えをいたします。

初めに、直近３か年の寄附総額につきましては、令和５年度は7,740万円、令和６年度は１億5,588万円、令和７年度には２億606万円となり、寄附件数も年々増加しております。この成果は、本町の取組にご支援をいただいた皆様、そして、ご協力いただいている事業者の皆様方のおかげであると深く感謝しております。

令和７年度の大幅な増加につきましては、全国的な米特需という特異な要因による影響も大きく、この点を踏まえた今後の戦略が重要であると認識をしております。

それでは、１要旨目の制度改正を踏まえ、今後どのように返礼品の拡充や事業者連携を進めていくのかについてお答えをいたします。

町では、地域資源認定制度の改定を受け、県内産や県内製造品、いわゆる共通返礼品を返礼として活用できるよう総務省へ認定申請を行い、先般、許可をいただきました。これを受けまして、本年５月下旬から随時出品を開始しており、返礼品のラインナップが充実したものと捉えております。

今後も、支援事業者から得られる他自治体の先進事例やノウハウを最大限に活用し、町内にとどまらず、県内全域を見渡した広域的な連携を図ることで本町の魅力を全国へ伝えていけるよう、返礼品のさらなる拡充に努めてまいります。

また、事業者との連携につきましては、事業者の皆様が抱える事務負担への不安を取り除くことが肝要であると考えております。支援事業者との連携の下、相談対応や丁寧なサポート体制を充実させ、手続の不安を解消し、出品が事業者の新たな販路拡大やブランド力向上につながるよう町として継続的な支援を行うとともに、地域経済の活性化に向けて意欲ある事業者の皆様と力を合わせて取り組んでまいります。

次に、２要旨目のふるさと納税を町全体のＰＲ施策として位置づけ、寄附額の目標設定や全庁的な営業活動に取り組む考えはあるのかについてお答えをいたします。

ふるさと納税は、本町の自主財源を確保するための重要な手段であるとともに、本町の魅力を全国へ発信し、関係人口の創出や地域経済の活性化を図るためのまちのブ

ランド戦略を支える、重要であると認識をしており、ご提案いただいた全庁的な営業活動につきましては大いに意義があるものと考えております。

今後は、担当のまちづくり政策課のみならず、各課が所管するイベントや物販等の機会を捉えたＰＲや転出者への情報発信など、庁内各課が一体となりオール大和でふるさと納税を盛り上げる体制を構築してまいりたいと考えております。

寄附額の目標につきましては、令和７年度の実績は米特需というような特異な要因が強いことから、今年度の目標設定には慎重を期す必要がございます。しかしながら、本町といたしましても、昨年度の実績を当面の目標とし、新制度の活用と全庁的な営業展開を通じて寄附額の増額を目指し意欲的に取り組んでまいります。

以上であります。

議　　長　（今野善行君）

平渡　亮君。

４　　番　（平渡　亮君）

ご答弁いただきましたので、再質問させていただきます。

今年の２月、制度が変わって、県内の事業者、牛タンであったり、あとは仙台牛であったり、フカヒレ、笹かま、そのようにメニューがあるんですけれども、それが県内の事業者のものであればいいという形で、宮城県の共通返礼品という形で、本町、様々、先輩議員の今までの一般質問を過去10年ぐらい見せてもらうと、やっぱり議員のほうからも、町のほうでもやりたいんだけれども、なかなか事業者がいなくてっていうようなことがあって、今回、20社、新規事業でやっていただけるということは大変ありがたい話だと思います。

これが、ここで質問させていただいたのは、20社という新たな事業者が出たときに、町として、これから、今、ふるさと納税、実はふるさと納税、僕10年前ぐらいから、本当、スタートぐらいからやっていて、そのときは仙台市に住んでいたんですけれども、かなりやっていたんですね。なので、サイトとかを全部見ていたときに、好きで見ていた。今はこういうお立場をちょうだいしたんで全然していませんけれども、サイトを見るのが好きなんですけれども、大和町のほうのサイトを見るとちょっとごちゃごちゃしているというか、食品とあれがもうなかなか整ってなくて、まずメニューが少なかったっていうのがあって、そこに一番の売れ筋の牛タンであったり仙台牛が入ったということは、これからちょっと増えるチャンスがあるのかなと思っておりま

す。

そう見た時に、一応、大和町のほうでも何も返礼品なしの寄附もあるんですけれども、体験型がドッグランとか、そっちのワイナリーに泊まるということぐらいしかないんですけれども、いろんな使い方があって、町長と一緒に何か散歩する体験とかいろいろ体験型のやつが本当いろんな自治体で工夫して、これは誰も来ないだろうなっていう町長室見学ツアーとかそういうものを入れているところあるんですね。これはすごいなと思って見ていたときに、返礼品事業者がなくてもこういう体験型でやっぱり寄附って集まるんだなっていうの本当に思っていたんですね。

富谷市も一応やってはいるんですけれども、大和町としてもそういうことをこれから考えていく。ないと思うんですけれども、議会席で議員と議論するツアーとかそういうのもあっても、もしかしたら面白いのかもしれないんですけれども。そういうものを考えて事業者とこれからやっていっていただきたいと思うんですけれども。そこの事業の、もしかしたら、これはポイントとか出てくると思うんですけれども、そこまで広げるつもりがあるのか、今の返礼品のただ数だけ増やしていくのか、ちょっと設備投資も含めて考えていくのか、ちょっとそこの点だけ確認させてください。

議　　長　（今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町　　長　（浅野俊彦君）

平渡議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

ふるさと納税、宮城県内見ますとやっぱり鉄板は牛タンであったりというところで、県内でもより多く集めていらっしゃる気仙沼市さんの動向等々を拝見しますと、実際に民間の会社さんと一緒に商品開発であったり、展示の仕方、表示の仕方、いかに納税者たる一般の方々に訴えられているか、確かにうまいなというところがあります。

また、商品によって、この金額でこんな量をもらっても、ある意味困るんじゃないかとか、いろいろな思いが当たる部分、そういったところもいろんな民間の方の知恵をいただくことも大事だろうなというふうに思うところでありますし、売り方じゃないですけれども、やっぱりどうやってお見せするのか、そういったところの視点も入れながら、体験型も加えてはというふうなお話もありましたので、そういった中身も含めながら、今年度新たに拡充した内容でもありますので、どういうことができるのか検討してまいりたいと思います。

以上であります。

議　　長　（今野善行君）

平渡　亮君。

４　　番　（平渡　亮君）

町長から前向きなご答弁いただいたんですけれども、やはり町として、今までなぜこれについてあまり、事業者がただいなかったのか、事業者を育ててこなかったのか、いろいろな要因はあると思うんです。今回、事業者が20社増えて、農家さんも含めていろんな、米の件もそうなんですけれども、これ２要旨目のほうに入らせていっていただくんですけれども、まず、目標数値が本当に本町らしいなというふうに思っているんですけれども、数値化しない謙虚さというか、やっぱり下回ったらどうしようというものが働くのか、分からないんですけれども、私もちょっと議会のほうでいろいろ言われているけれども、取りあえず、額を書いて目標値定めないと、それを達成した喜びであったり、充実感であったり、その一体感というものは、やっぱり町、職員の方々のモチベーションになるんじゃないかなと思ったり、別に下回ったら、そしたらまた頑張ろう、次の手考えようっていうふうになると思うんですね。

地域再生計画見させてもらった、基本目標の２は、稼ぐ力を高め、付加価値の創造だとか、新しい人の流れをつくるって、目標できているわけですよ。そうしたら、やっぱりＫＰＩも含めて数値って大事だと思うんです。去年２億円だったんです。返礼品の数も含めた事業者が20増えました。そうしたら、今までなかった牛タンが多く入ります、仙台牛があります、フカヒレがあります、カキがあります、今いっぱいカキ、ふるさと納税で出ていましたので。そういうものがありますとなったときに、我々がこれぐらい営業すればこれぐらいの額はいくんじゃないかっていうふうに、やっぱり設定はできると思うんですね。なかなか、町長のほうでも、思慮深くこれをやっていらっしゃると思うんですけれども、すみません、ざっくりでいいです。町長の今年度の目標の寄附をちょっと額を教えてください。

議　　長　（今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町　　長　（浅野俊彦君）

ただいまの平渡議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

金額設定、目標が全くないわけではなくて、当初予算の編成のときにも返礼品の予算を当初予算に組んでいる関係もあって、令和８年度当初の予算におきましては、一応１億4,000万円、これを目途とする予算立てをしておりました。５％のシーリング的な抑制をかけたところもありましたが、その当時の予算編成時の担当課からは１億円の見込みでもあった中、それはあまり少ないんじゃないかというところで上げた中でもありましたが、本日ご回答でお話しさせていただいているとおり、昨年度は米特需というところがあって２億円超えということになった中で、中身を見せていただくと、やっぱり大和町に来ていただいている進出企業の役員さん等が大幅に納税いただいたのもあって、米を大変多くお持ちをいただいたわけでありましたが、その目標を、まずは今ご回答でも申し上げているとおり、当面はこの２億円を目標としたいということで先ほど答弁をさせていただきましたので、まずここを目標として各課の力をいただきながら、私も含めてセールスをまずはしてみて様子を見てみたいなというふうに考えているところでございます。

以上であります。

議　　長　（今野善行君）

平渡　亮君。

４　　番　（平渡　亮君）

２億円ということでの目標ということで、仙台市も新聞でも出ているぐらいなので、出ている分、要するに、本町もほかの市町村のほうにふるさと納税している、出ている分もあると思う。そして、入ってくる、してもらう分。実際の本町の自主財源になっているのって多分とんとんか、少しプラスぐらいのレベルだと思うんですね。仙台市とか大都市は早くやめてくれと、税収が逃げてしょうがないっていうような論も、やっぱりこの論はあるじゃないですか。そうなったときに、本町としていったときに、やっぱり何とか自主財源っていう、稼ぐっていう本気度ですよね。

先ほど来話していたときに、法人税も含めた上での、これから固定資産税、一番固定資産税をこれから見込んで、令和16年あたりからだんだんとそれがしっかりとしてくる、町長のほうから明るい兆しが見えるお話は十二分に私たちを前向きにさせるんですけれども、現実的に見て、ちょっと私は心配な面はあります。であれば、やっぱり下を見てこれからのことを考えたときに、５年計画、５年でやっぱりつくり上げて

いくっていうことが必要で、５年でここまで、先ほどから、ちょっと繰り返すんですけれども、今日一番最初に事業の話をさせていただきました。事業をスクラップ・アンド・ビルドで潰すのもいいですし、今つくれないと思うんです。なので、リデザインっていうか、さっきも言いましたけれども、再構築、合わせ技になってくると思うんです。要するに、ほかの課でやっていることで重複しているものを一つの事業にしていって、そこで予算も当然削減も含めた上ですけれども、充実もすると思うんですね。そうなったときに、このふるさと納税は、正直、プラスアルファ、特に子育てと教育のほうにやっぱり多く使っていただきたいっていうのもありますし、２番目のふるさと納税の２事由目ですかね、二つ目の理由で高齢者支援という形も入っているんですよね。そうなると、一番最初に言った高齢者の支援事業での話もそうですし、教育の充実、子供たちへの投資も入ると思うんですけれども、このふるさと納税をうまく活用することで、予算面で少し負担もかけずにやれるんじゃないかと思うんですけれども、そういうふるさと納税で最後にちょっと言わせていただきますけれども、本気で稼ぐつもりがあるかどうか。そして、やり方としてセールスっていったとき、どういう形でセールスするのか、方法を教えていただいてよろしいですか。

議　　長　（今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町　　長　（浅野俊彦君）

ただいまの再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

まず、一つの方法として考えられる方法として、インフルエンサーを何らかうまく使えないかっていうところも今後検討していくべき事項だろうと思います。また、これからも、これまでも、町長室等にいらしていただいた企業様方等々に、個人並びに企業としての納税をお願いをしておりましたが、全庁挙げてという話でやる上で、一つ、町民課で転出される方々にあえてお願いするであるとか、いろんな企業さんに商工観光課が企業訪問なりした段階で外に向けてそういったセールスをしていただくだとか、対面でのセールス、また、ＳＮＳを使ったセールス、そんなやり方もあるだろうというふうに思いますし、あと、私的には、担当課に今話している部分として、本来の趣旨にものっとる形で、ふるさと大和を離れた方々が、何らか、親であるとか、また、お墓の見守りであるとか、そういった事業に投資をしていただいたのに対して、例えば、シルバー人材センターさんに清掃いただくような事業であるとか、また、空

き家の対策等々に何らか、庭の手入れをしてもらうだとか、そういう原点に立ち返ったような事業も含めて、セールスをしたりする中でもう一つ思っていましたのは、県人会等の雑誌等を使ったアピールも一つの手法であろうなというふうに思っております。これ以外にもいい方法があれば、ぜひ、ご提案をいただきたいというふうに思いますし、執行部側としても考えてまいりたいと思います。

以上であります。

議　　長　（今野善行君）

平渡　亮君。

４　　番　（平渡　亮君）

丁寧な前向きなご答弁いただきましたので、本当に期待しております。大切なのは、まちづくり政策課の担当者、まちづくり政策課だけではなくて、ほかの課全体、全庁でやっていただくことが大事だと思います。町長がトップセールスマンとなって、ほかの企業とつながる。商工観光課もそうですし、企業立地推進室もそうですけれども、ほかの課としても、我々も、現地にいる人間にもアピールすれば、子供さんたちが外に離れても寄附してくれると思いますので、ぜひ、全庁でやっていただいて、町民また町のためにふるさと納税頑張っていただければと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

議　　長　（今野善行君）

以上で、平渡　亮君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。再開は午後１時からとします。

午後０時０９分　　休　憩

午後１時００分　　再　開

議　　長　（今野善行君）

再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、一般質問を行います。

８番犬飼克子さん。

８　　番　（犬飼克子君）

午後一番、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

初めに、ギャンブル依存症の対策をでございます。

ギャンブル依存症は、1970年代の後半、ＷＨＯにおいて正式に病気として認められました。

ギャンブルがやめられないのは、アルコール依存症や薬物依存症と似ている点が多く、同じ疾病分類の依存症と認められています。日本において、平成30年にギャンブル等依存症対策基本法が施行され、令和６年４月から宮城県でもギャンブル等依存症対策推進計画が施行されました。

本町において、国や県の対策を受けてどのような取組を行っているのか、以下の点について町長にお伺いいたします。

１、ギャンブル依存症について町ホームページに掲載し、早期発見できる自己診断テスト「ＬＯＳＴ」や相談窓口について周知を図るべきと考えますが。

２、ギャンブル依存症の低年齢化が進んでいます。ギャンブル依存症の予防教育を進めるべきと考えますが。

３、令和６年３月11日付、こども家庭庁通知「離婚協議中の者に係る児童手当等の認定について」の中で、ギャンブル等の依存症により受給者変更が可能であるとの記事があります。この通知について周知を図るべきと考えますが、です。

議　　長　（今野善行君）

答弁を求めます。町長浅野俊彦君。

町　　長　（浅野俊彦君）

それでは、犬飼克子議員のギャンブル依存症の対策をに関するご質問にお答えをいたします。

ギャンブル依存症は、多重債務、貧困、虐待、自死など深刻な問題を引き起こす可能性があり、本人及びその家族への情報提供と早期支援体制の構築が重要な課題であると認識をしております。

１要旨目のギャンブル依存症について、町ホームページへの掲載、早期発見できる自己診断ソフト「ＬＯＳＴ」や相談窓口の周知でありますが、令和７年度に一部改正されたギャンブル等依存症対策基本法では、国民に広く関心と理解を深めるため、毎

年５月の14日から５月の20日までをギャンブル等依存症問題啓発週間と定めており、町といたしましても、この期間にポスター掲示やチラシの配布を行い普及啓発に努めているところでございます。

また、宮城県におけますギャンブル依存症の推計数は約３万4,000人であると考えられておりますが、本人や家族が依存症であるという認識を持ちにくいという特性や、早期の支援や適切な治療により回復が可能であるといった正しい知識を持つ機会が少ない現状がありますことから、町ホームページにおいて、心の健康相談窓口としてアルコール健康障害、薬物依存症、ギャンブル等依存症相談拠点である宮城県精神保健福祉センターの情報を掲載しているところでございます。

ご提案のありました「ＬＯＳＴ」につきましては、ギャンブル依存症の早期発見を目的とした優良なセルフチェックツールであると認識をしております。町といたしましても、ギャンブル依存症に悩みを抱える方々に対し適切な情報が提供できるよう、今後も必要な普及啓発の在り方を検討してまいりたいと思います。

次に、２要旨目のギャンブル依存症の低年齢化と予防教育に関するご質問についてであります。

スマートフォンの普及により、24時間365日いつでもオンラインゲームへの課金に始まり、オンラインカジノ等へのギャンブルへもアクセスできるようになっておることから、ギャンブル依存症者の低年齢化が進んでいるものと認識をしております。令和６年度から令和８年度までを計画期間とした宮城県ギャンブル等依存症対策推進計画では、重点目標に普及啓発強化を掲げ、ギャンブル等することができる年齢に達する前までに依存症についての正しい知識を持つことができるよう、教育機関の協力の下、ギャンブル等依存症についての予防啓発を実施することとしております。町としましても、県の動向や先行自治体の事例も参考にしながら、本町の実態に応じた対応策を今後検討してまいります。また、県が実施する相談支援の実践研修等への職員の研修派遣を通じて、人材育成にも力を入れ、相談支援体制の質的向上も併せて図ってまいりたいと思います。

最後に、３要旨目のこども家庭庁通知の周知に関するご質問にお答えをいたします。

初めに、本通知は、離婚協議中に父母が別居している場合、児童と同居している方を優先して認定する同居優先の原則を改めて確認したものであります。あわせて、例外として、父母のいずれかがギャンブル依存症やＤＶ等の問題を抱え、児童の監護や生計維持を実質的に放棄しているような場合には、同居優先の規定によらずとも、支給要件、看護や、生計要件、これらを欠くものとして、適正に受給者変更が可能であ

るという判断基準を示したものでございます。

町では、本通知の発出以前から、申請者の個別事情をお伺いをし、通知の趣旨に沿った事務処理を行っております。窓口等でご相談をいただいた際には、必要に応じて配偶者への事実確認等を行い、実態を把握した上で適正に受給者の認定手続を行っております。離婚協議中の方からの受給者変更の手続は年間数件程度でありますが、一つ一つの案件に対して、申請者の置かれた状況に寄り添った対応を心がけております。

次に、周知の在り方についてでありますが、現在、町ホームページでは、本通知の内容までは掲載をしておりません。しかしながら、家庭状況に困難を抱える方にとって、本通知の取扱いは子供の健やかな成長を支えるための重要なセーフティーネットでもあります。今後の対応といたしましても、困り事を抱える方が円滑に相談につなげられるよう、ホームページを中心に必要な情報をより分かりやすく掲載することや相談窓口の案内を充実させるなど、必要とされる方に情報が確実に行き届くよう広報周知してまいります。

あわせて、国から示された通知の趣旨に従い、個々の家庭の置かれた状況を把握をし、実態を踏まえた適正な認定事務に努めてまいります。

以上であります。

議　　長　（今野善行君）

犬飼克子さん。

８　　番　（犬飼克子君）

それでは、再質問をさせていただきます。

まず、ギャンブル依存症についてでございますが、自己責任の問題や個人の弱さと誤解されている方もいらっしゃるようですが、この依存症とは、脳の状態が変化して欲求をコントロールできなくなり、やめたくてもやめられない状態になる脳機能障害の病気であります。国際的にも精神疾患として正式に位置づけられています。ギャンブル依存症は病気なので、誰でもなる可能性があるということであります。適切な治療や支援を受ければ回復して社会復帰することも可能ですが、アルコール依存症や薬物依存症と違って、病状が見えにくく、多くの場合、多重債務など大きなトラブルが起きてから気づくようであります。

発見の難しいギャンブル依存症を早期発見できるよう開発されたのが「ＬＯＳＴ」と呼ばれる自己診断テストであります。この「ＬＯＳＴ」は、公益社団法人ギャンブ

ル依存症問題を考える会と国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター、そして筑波大学、また、株式会社ＮＴＴデータ、この４者が共同で２年かけて開発したものだそうであります。

この中で４問あるんですが、４問中２つ以上当てはまれば依存症の可能性が高いとされています。この「ＬＯＳＴ」、ＬはLimitless、ギャンブルをするときは予算や時間の制限を決めない、決めても守れない、これがリミットレス。ＯがOnce Again、ギャンブルで勝った金をまた次のギャンブルに使おうと考える。ＳはSecret、ギャンブルをしたことを誰かに隠したことがある。ＴはTake Money Back、ギャンブルに負けたときにすぐに取り返したいと思う。このギャンブル依存症の早期発見を目的にした優良なセルフチェックツールであると町でも認識しているという答弁でございましたが、改めてお聞きします。

この自己診断テストを早急に取り入れてはいかがでしょうか。

議　　長　（今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町　　長　（浅野俊彦君）

犬飼議員の再質問にお答えをしたいと思います。

「ＬＯＳＴ」でありますけれども、優良なセルフチェックツールであるというふうに認識をしております。町のホームページにいろんなものをリンクして見にくくなってもあれかなと思う部分、どんな形でリンクを貼ればいいのか等々、今後検討させていただきたいというふうに思います。

議　　長　（今野善行君）

犬飼克子さん。

８　　番　（犬飼克子君）

ギャンブル等依存症問題啓発週間が５月の14日から20日までありました。塩竈市では、こちらに合わせてＬＩＮＥで情報発信を行いながら、多くの市民の方に普及啓発の活動を進めている状況ということであります。県との連携を図りながら、保健福祉担当の職員を中心に依存症に対する研修会の開催を行いながら、その支援に当たる職員のスキル向上に努めているそうであります。

宮城県ギャンブル等依存症対策推進計画に基づいた依存症対策の取組を進めながら、保健所などと連携して、本町もさっきのご答弁にもありましたが、依存症に悩む方、本人あるいはご家族の方に対する支援を続けていくということであります。

また、塩竈市のホームページでは、ギャンブル依存症は脳の病気ですという、市民向けの広報周知をしているそうであります。本町においてもホームページにギャンブル依存症は脳の病気ですと掲載し周知すべきと考えますが、所見をお伺いいたします。

議　　長　（今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町　　長　（浅野俊彦君）

犬飼議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

もちろん本町も、県の計画に従った中で、５月の14日から５月20日までの間もギャンブル依存症の問題啓発週間としてポスターの掲示でありますとかチラシの配布等も行わせていただきました。また、心の健康相談町の窓口ということで、宮城県の精神保健センターの情報等々も掲示をさせていただいております。どういう表示がいいのか、いっぱい同じような情報を直接入れたほうが有効なのか等々、いろいろ検討もさせてもらいながら、決して掲載しないわけではありませんが、一番適切な掲載の仕方、またはそのリンクの貼り方をこれから検討してまいりたいというふうに思います。

以上であります。

議　　長　（今野善行君）

犬飼克子さん。

８　　番　（犬飼克子君）

どういう表示がよいか、どういうリンクがよいかというお話でありました。塩竈市のホームページには、ギャンブル依存症問題啓発動画や克服された体験動画がリンクされています。相談窓口とともに、ＮＰＯ法人全国ギャンブル依存症家族の会につながるようにも掲載もされています。

本町においても、ギャンブル依存症問題啓発動画や克服された体験動画と、あと、ＮＰＯ法人全国ギャンブル依存症家族の会につながるようにホームページに掲載をぜひお願いしたいと思いますが、所見をお伺いいたします。

議　　長　（今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町　　長　（浅野俊彦君）

ただいまの再質問にお答えをさせていただきます。

先進的にリンクを張られている自治体のホームページまたはアプリ等の使い方等々も含め、どういう方法が一番町民の方々に浸透するのか、目に入れていただけるのかという視点でいろいろ検討してまいりたいというふうに思います。

以上であります。

議　　長　（今野善行君）

犬飼克子さん。

８　　番　（犬飼克子君）

ぜひ、塩竈市のホームページご覧になって、ぜひ、見習って掲載をお願いしたいと思います。

２要旨目に移ります。

総務省によりますと、青少年（10歳から17歳）のインターネット利用率は99％に達しております。昨日もこういう質問がありましたが、自分専用のスマホを持つ割合は10歳以上の小学生で７割、中高生では９割を超えるそうであります。１日当たりの平均ネット利用時間は約５時間27分と長時間化している状況があるそうであります。

今やスマホ１台ですぐに課金ができる時代であります。オンラインカジノは違法ですが、知らずにそれをやってしまう。小学生はさすがにいないと思いますが、中学生、高校生、あと20代から30代の若い世代がギャンブル性のあるオンラインカジノとか、課金ゲームにはまり込んでいる方がかなりいるそうであります。これは子供たちにその危険性をしっかりと知らせていかなければならないと思いますが、この点はいかがでしょうか。

議　　長　（今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町　　長　（浅野俊彦君）

ただいまの犬飼議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

中学生、高校生の段階からのＳＮＳをはじめとした、または、ホームページ等々の利用の時間が長いところに対しまして、国によっては16歳未満アクセス禁止であるとかいろいろ、先進国の中でも統一した見解を検討するような状況もあるというふうに認識をしております。また、先月、栃木県で起こった大変残念な事件に当たっても、逮捕された16歳の子供さん方を見ますと、やっぱり何か金をしていたゲーム等々でそのお金が欲しかったような報道もある中でもありますので、きちんとした正しい使い方を理解していただくのとあわせて、こういうサイトまたはこういう使い方はやっぱり危ないんだと、やっぱり幼少期からの、学校をはじめとする教育機関または家庭での指導も非常に大事になってくるところだろうというふうに思います。何らか、そういった制限も検討する必要があるやにも思いますので、国の動向も見ながら、いろいろ検討してまいりたいというふうに思います。

以上であります。

議　　長　（今野善行君）

犬飼克子さん。

８　　番　（犬飼克子君）

私もこれから言おうとしていましたが、昨年、カンボジアで特殊詐欺グループのメンバーと見られる日本人29人が逮捕されて、仙台の高校生が１人いたという報道もありました。また、今町長おっしゃられたように、先月、栃木県で強盗殺人事件で16歳の高校生が４人入っていたという本当に衝撃的な報道もありました。

闇バイトによる犯罪が多発している現状を受けて、公益社団法人ギャンブル依存症問題を考える会の田中代表が、ギャンブル依存症当事者の家族に、緊急アンケートを実施した結果、３人に１人が犯罪に手を出しているということが分かったそうであります。犯罪の種類で最も多いのが横領で52.6％、窃盗が32.6％、闇バイトが13.0％だったそうであります。

ギャンブル依存症当事者の借金額も高額になってきているということであります。家庭内窃盗や親族、知人からの借入れを含む借金平均額は、2027年は763万円だったそうでありますが、４年で1,084万円と、この４年間で1.4倍に膨張しているそうであります。給与所得の平均年収が478万円の２倍超えに相当する金額であり、当事者本

人にとどまらず、世帯全体を経済破綻のリスクにさらす水準に達しています。

ギャンブルのオンライン化が進み、依存症になるまでの時間が非常に短くなり、大学生や大学院生の相談が増加しているそうであります。今のギャンブルはうかつに手を出せばやめられなくなることを教えていかなければいけないと考えますが、この点はいかがでしょうか。

議　　長　（今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町　　長　（浅野俊彦君）

犬飼議員の再質問にお答えをさせていただきます。

こういったゲームに安易に手を出してしまうとやめられなくなるっていうのもやっぱりあるように作られるものでもあろうと思います。危険性については十分に周知をすべきではないのかなというふうに考えております。

議　　長　（今野善行君）

犬飼克子さん。

８　　番　（犬飼克子君）

スマホ１台で公営競技、オンラインカジノにアクセスできる現在ですが、初回プレーから依存症発症までの期間は数か月から１年程度まで短縮されているそうであります。大学生で奨学金や生活費を使ってしまって退学や就職機会の喪失に至るケースもあるそうであります。

これもギャンブル依存症を考える会のアンケート結果ですが、ギャンブルの開始年齢は全体の平均で20.7歳だそうであります。現在、従来の当事者は平均17.0歳で開始しているそうでありまして、未成年期のギャンブル接触が依存症発症の起点となっているそうであります。ギャンブル依存症の低年齢化が驚くほどのスピードで進んでいるそうであります。

ご答弁の中に、令和６年から８年までを計画期間として、ギャンブルをする年齢に達する前までに教育機関の協力の下、予防啓発を実施することとしているという先ほどの答弁がございましたが、本町においてもやはりこの予防教育を早急に進めていかなくてはいけないと思いますが、町長や教育現場の見解をお聞きしたいと思います。

議　　長　（今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町　　長　（浅野俊彦君）

犬飼議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

初回導入からギャンブル依存症に入るまでの期間がどんどん短縮されているという現状も今実態もお伺いをいたしました。そういった意味でも、なおさらのこと、小・中、幼少期から、早い段階から、教育機関の協力ももらいながら、依存症なりギャンブルはやっぱり怖いんだよという部分を伝えることは大事だろうというふうに思いますので、どういう機会を通じて、どういう方法で周知をしていくのか、これからまた教育委員会等とも協議をしてまいりたいというふうに思います。

以上であります。

議　　長　（今野善行君）

犬飼克子さん。

８　　番　（犬飼克子君）

３要旨目に移らせていただきたいと思います。

ギャンブル依存症は薬物依存やアルコール依存のように、例えば働きもしないとか、朝からアルコールを飲んでいるとか、薬物でふらふらしているとかという姿は一切ないんですね。むしろ、一見何でもなさそうに見える方、会社において真面目に仕事に取り組み、家庭においては優しい父親だったりします。そういった方は、初めは金銭的にゆとりがあって、家族に内緒で多額な借金を繰り返してしまうといったケースもあります。

しかし、結局、資金が底をつくと、横領、窃盗、闇バイトと称する犯罪を犯す事案も増えております。一番身近な犯罪は家庭内窃盗だそうであります。児童手当は原則両親のうちの所得の高いほうに支給されて、主に父親の口座に入るということが一般的ですが、口座に入ったお金をギャンブルに使ってしまうという方もいるそうであります。

仙台市では、受給者がギャンブル依存症で児童手当を使い込んでしまうから口座を変更してほしいと申出があれば、父親が養育条件を満たしていないという判断をした

場合は受給者を変更できるようになっているそうであります。

答弁の中に、本町でも、通知の発出以前から、申請者の個別の事情で趣旨に沿った事務処理をしているということで、今後ホームページを中心に、広報・周知していくという答弁がありました。早急にホームページに掲載して、広報・周知を図っていただきたいと思いますが、この点はいかがでしょうか。

議　　長　（今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町　　長　（浅野俊彦君）

ただいまの犬飼議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

掲示することが、イコール、今度何か別にそうならないような手を考えられるようなケースもひょっとすると想定される部分もあるかも分かりません。どういう表示の仕方または周知の仕方がいいのかは、よくよく他の自治体の動向目を見ながら最善な方法で周知を図れるよう検討してまいりたいと思います。

以上であります。

議　　長　（今野善行君）

犬飼克子さん。

８　　番　（犬飼克子君）

子供のお年玉だったり、そういったものも親が窃盗しているという事実があるそうであります。仙台市では、児童手当がギャンブルに使われていますというチラシまで作っているそうであります。水面下でこういった問題を抱えている家庭がたくさんあるそうであります。公営ギャンブルとかだけではなくて、今はスマホ１個あれば、オンラインカジノだったり、こういうものに入れたりします。そういった意味で、底辺がどんどん広がっている現状でありますので、いち早く、こういったことを取り入れて、悩んでいる家庭が子供のために使われる児童手当を父親に搾取されないように、チラシだったり、ホームページに児童手当がギャンブルに使われていますという仙台市の先進自治体を見習っていただいて作っていただきたいと思いますが、町長のご見解をお聞きいたします。

議　　長　（今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町　　長　（浅野俊彦君）

犬飼議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

もともとの趣旨として、将来を担う児童生徒が健康に健やかに育っていただくための児童手当であります。そういった手当が目的外で使われることはやっぱりあってはならぬ話だと思いますので、そういった事象がないよう、また、そういった事象に早く仮にあった場合には気づいていただき、適切な場所に相談をいただけるような、そういった窓口の通知も含めて、周知の方法をこれから検討させていただきたいというふうに思います。

以上であります。

議　　長　（今野善行君）

犬飼克子さん。

８　　番　（犬飼克子君）

５月30日、ギャンブル等依存症問題啓発週間の特別セミナーに参加してまいりました。２人の体験をお聞きしてきたんですが、１人目の方は、青年の方で、大学時代に親からの仕送り30万円をパチンコで使ってしまったのがギャンブルにのめり込んだ始まりで、35歳から39歳まで総額1,000万円の借金をしてしまって、病院に入院して立ち上がるまでの体験をお聞きしました。

２人目は、競輪アプリと競馬に27歳の娘さんがギャンブル依存症で９社からの借金と入院して立ち上がるまでの涙ながらの体験お聞きして、家族会の方々に励まし支えていただいた体験をお聞きしてきました。

ギャンブル依存症は、例えば１人の周りに３人のギャンブル依存症の方がいたとしたら、推定1,000万人のギャンブル依存症が全国にいるというぐらい、今物すごく膨大に増えていっているそうであります。

困っている当事者はもちろんですが、その家族がどこに助けを求めたらいいか分からないというのが現状だと思います。結局、警察の問題になったり、借金の問題、また犯罪の問題になったりと、どうしようもなくなってしまうと思うんですね。家族会につながっていけるのが一番の早道とお聞きしました。ぜひ、つなげていただいて、

解決策が少しでも早くできることを願います。

そして、以前、心の体温計の導入を提案させていただきましたが、本町では実現していませんが、塩竈市では心の体温計にギャンブル依存症のチェックモードを追加して、ギャンブル依存症の危険や兆候がないかチェックできるようになったそうであります。

また、ギャンブル依存症問題を考える会では、塩竈市教育委員会に向けて予防教育について提案をして、塩竈市内の学校へギャンブル依存症は「誰でも、なる。誰でも、治る。」というポスター掲示と「アディクト」という冊子の配架を行ったそうであります。

このような塩竈市の先進事例を参考に、本町でもギャンブル依存症に対してのポスター掲示とか予防の冊子の配架を行って、対策が急務と考えますが、この辺は町長いかがお考えでしょうか。

議　　長　（今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町　　長　（浅野俊彦君）

犬飼議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

近くの塩竈市を事例として挙げていただいているわけであります。質問事項等々あればすぐに確認もできるようなところでもありますので、対応という意味では、やっぱり早い段階で知っていただくことが、イコール、早期の治療にもつながるお話であろうというふうに思いますし、また、ご家族等々の生活等も考えても、早めに発見がされて治療がされれば、多重債務、貧困等々につながるようなことも防げる内容でもあろうかと思いますので、具体的にいろいろ塩竈市の一例としながら検討をさせていただきたいというふうに思います。

以上であります。

議　　長　（今野善行君）

犬飼克子さん。

８　　番　（犬飼克子君）

２件目に移らせていただきます。

防災会議における女性委員の登用促進をでございます。

地域防災計画や水防計画を策定するに当たり、避難所運営（プライバシー、授乳、更衣、トイレ環境）や要配慮者への支援、炊き出しなど様々な場面において、より女性の視点を反映することが必要不可欠と考えます。防災会議への女性登用について町長の考えをお伺いいたします。

１、女性委員登用のこれまでの推移と、防災会議への女性参画についての町長の認識は。

２、女性委員の登用が進まない要因や課題を町はどのように分析しているのでしょうか。

３、今後の女性委員登用について、推薦団体への働きかけ、人材育成、公募枠の導入、登用人員の数値目標など、具体的な推進策をお伺いいたします。

議　　長　（今野善行君）

答弁を求めます。町長浅野俊彦君。

町　　長　（浅野俊彦君）

それでは、次に、防災会議における女性委員の登用促進をについてお答えをいたします。

初めに、防災会議における女性委員の登用についてでございますが、防災計画の策定、地域防災力の向上において女性ならではの視点や経験を反映させることは、地域防災力を強化する上で有効であり、必要不可欠であると認識をしております。

１要旨目の女性委員登用のこれまでの推移でありますが、現在、本町の防災会議につきましては関係機関の長を中心に構成しておりまして、その職にある方々を中心にお願いしている状況から、現在は24名中２名でありまして、大和町女性防火クラブ連合会の会長と教育長が委員となってございます。女性防火クラブの会長が委員となっておりますので、常に最低１名は必ず委員になることとなります。それ以外は、庁内関係課の管理職等が女性であれば増えることもありますが、基本的に確定できる女性委員は今現在１名となってございます。先ほど申し上げましたとおり、地域防災における女性の参画は、男性だけでは気づきにくい災害時における女性の視点や考え方の必要性は認識をしております。

次に、２要旨目の女性委員の登用が進まない要因についてでありますが、１要旨目でも申し上げましたとおり、関係機関の長を中心に構成しており、現在の社会構造上

からも男性が多くなっているものと推察しております。

次に、３要旨目の今後の女性委員の登用についてでありますが、現在は女性防火クラブの代表のみでありますので、今後、委員を委嘱する際には、新たに他の組織などからの女性委員を登用することについて前向きに考えてまいりたいと思います。

ご質問の中に、公募枠の導入についてでございますが、防災への関わりが多くなることが想定される関係団体の中から女性を中心に選定することを想定した団体を選定する方法なども考えられますので、今後検討してまいりたいと考えております。

数値目標につきましては、令和２年度現在で、全国の町村部におけます防災会議の女性委員登用率は5.7％となっており、54％の自治体が５％未満となっております。一方で、男女共同参画の観点から申し上げれば、宮城県が女性の防災会議委員の登用率の目標として30％以上の登用を掲げておりますが、本町の現状を考えれば、一気に30％の目標達成は難しい状況であります。しかし、先ほど申し上げましたとおり、女性の視点は重要と考えておりますので、防災士会等をはじめとした女性有識者の委嘱の検討や防災士養成講座への女性の参加促進による人材育成など、目標達成を目指した取組を進めてまいりたいと考えております。

以上であります。

議　　長　（今野善行君）

犬飼克子さん。

８　　番　（犬飼克子君）

３要旨共通していますので、まとめて質問してもいいでしょうか。議長の了解いただきましたので、まとめて質問させていただきたいと思います。

初めに、令和２年の12月25日に閣議決定した第５次男女共同参画基本計画では、男女共同参画の視点からの災害対応の取組をさらに強化するために、都道府県市町村防災会議における女性委員の割合を令和７年度までに30％とすることを成果目標と定めておりました。ご答弁の中に、本町、現在24名中２名が女性委員で、一気に30％の目標達成は厳しいというご答弁でございました。

しかしながら、10年前、2016年の６月、平成28年、10年前に既に議会で女性委員の登用を訴えさせていただきましたが、ほとんど進んでいない状態でございます。このことについて、改めて町長のご見解をお聞きしたいと思います。

議　　長　（今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町　　長　（浅野俊彦君）

ただいまの犬飼議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思いますが、残念ながら、すみません、10年前の状況については私もちょっと認識をしておらないところではありますけれども、具体的に女性登用率を上げる取組として、どういう取組を行ったのかっていうところをちょっと確認ができていないのも現状であります。また、今現在の登用されている委員に入られる、どうしてもその団体の長である方が女性であるということになると、女性の団体の方ということになるわけでありますけれども、一方で、女性防火クラブの中でも、各地区の中でいろんな職が当たることがなかなか厳しいという判断から防火クラブ自体を解散というような動きも加速をしておる中、あまり兼業兼務を起こしていただくところもどうなのかなっていう思いもあります中、一般の役職の方ではなくて、防災にご興味がある方にいろんな研修を受けていただき、自主的に入っていただく方を育てる動きも一つ大事だろうというふうに思って考えてございました。

なかなか今個人のプライベートな生活をコロナ禍以降非常に大事にする方が多い中、いろいろ組織に入られない、入りたくないという方々がいらっしゃる中、どういった運営をしていくのかと、ここ数年、非常に難しかったところもあろうかというふうに思います。

そういった意味で、一気に今の現状からというところは難しいかも分かりませんが、今のまず定数を見直していく中で、より女性に入っていただけるような団体、個人の方を取り込めるような、そういった取組を改めてこれから始めていきたいというふうに思います。

過去の話については、申し訳ございません。

議　　長　（今野善行君）

犬飼克子さん。

８　　番　（犬飼克子君）

地方防災会議の委員は、災害対策基本法によって定められていますが、女性委員が少ない要因として、職指定、いわゆる充て職だと思うんですね。それで、指定される

職員の各機関の長がほぼ男性であることが挙げられると思います。一方、女性委員の比率が高い防災会議では、地方公共団体の首長の男女共同参画推進に向けた強いリーダーシップの下、おのおのが女性委員を増やす工夫をしていると言われております。目標値達成のために、女性委員のクオーター制、要するに人数枠を設ける。防災対策などを審議する地方防災会議の委員に女性割合30％以上を登用するための制度や目標達成を導入して、登用枠を拡大してみてはどうかという質問と……。

すみません、一問一答なんですが、ちょっと時間の関係上、すみません、もう一つ、一緒に。徳島県は、地方防災会議における女性委員の比率が46.9％、2020年度の話でありますが、徳島県として46.9％と全国でトップだそうであります。数的には県レベルなのでちょっと参考にならないかもしれませんが、内容を聞いていただきたいと思って調べてきました。

徳島県は、平成26年に条例を改正して、委員の定数を20名増員して積極的に女性を登用しているそうであります。現在、県職員から知事が任命する第５号委員には、保健福祉部局や青少年部局の女性管理職が登用されて、12名中11名が女性だそうであります。また、自主防災組織や学識経験者から知事が任命する第８号委員には、女性、子育て、高齢者、障害者団体の代表等が就いて、21名全員が女性だそうであります。同県では、平常時から地域で活躍する女性リーダーと連携しているために、県からの防災会議の委員の要請を断る女性はほとんどいないそうであります。

また、防災会議に女性委員が増えたことによって、災害対応における女性の課題について聞き取りがしやすくなって、女性や要配慮者のニーズに配慮した避難所運営ができるなどの効果が生まれているとのことであります。実際に、地方防災会議の女性委員の比率と備蓄の比率について、女性委員の比率が高いほど各種生活用品や乳幼児用品などを常時備蓄とする比率が高いとの調査報告もあります。

地方防災会議や意思決定層に女性比率が高まることで、地域防災計画の中に女性の視点に立った対策が取り入れられて、男性が見落としがちなニーズや必要な対策に対応できるようになることが指摘をされています。

富谷市では、県内市町村トップで防災会議に女性委員登用が進んでおりますが、本町でも防災会議への女性参画拡大に向けた取組をぜひ目指していただきたいと思います。このクオーター制と、あと、徳島県の事例を考えたときに町長のご所見をお伺いいたします。

議　　長　（今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町　　長　（浅野俊彦君）

犬飼議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

犬飼議員おっしゃるとおり、クオーター制、４分の１女性であるように指名できるような枠の検討も必要なんだろうかなというふうに思うところでありますが、今現在は、条例で定まっております26人以内の中で、どちらかというと、一般の方というよりはいろんな行政機関の管理職の方であるとかが充て職的に入っているのも現状でありまして、その中で一部、町長が認めたものという団体の中で女性防火クラブが入っているわけであります。全体の人数と、どういう割り振り、充て方をすればなおいいのか。また、もちろん入っていただくことによって、女性ならではの視点、またはその子供さん、幼児に対するケアもそういった視点も入ってくるんだろうというふうに思いますので、ご指摘いただいている点を改善できる方法がないのか、条例の変更も含め、検討してまいりたいというふうに思います。

以上であります。

議　　長　（今野善行君）

犬飼克子さん。

８　　番　（犬飼克子君）

３件目に移らせていただきたいと思います。

リチウムイオン電池の安全な回収体制の強化をでございます。

近年、モバイル機器や小型家電の普及に伴って、リチウムイオン電池の使用が急増しています。一方で、リチウムイオン電池によるごみ収集車や処理施設等での火災事故が全国的に発生しております。本町におけるリチウムイオン電池の回収状況と火災リスクに対する認識について町長にお伺いいたします。

１、住民が安全に排出できる環境整備が重要と考えます。役場をはじめとして、公共施設への耐火性回収容器の設置について、モデル的導入も含めた検討が必要ではないでしょうか。

２、リチウムイオン電池の適正な回収を進めるために、分別方法や危険性についての周知啓発が重要であると考えます。今後、住民への周知、事業者との連携、安全な回収の推進など、どのように進めていくのか、お伺いいたします。

議　　長　（今野善行君）

答弁を求めます。町長浅野俊彦君。

町　　長　（浅野俊彦君）

次に、リチウムイオン電池の安全な回収体制の強化をについてのご質問にお答えをいたします。

リチウムイオン電池は、小型軽量で大容量、急速充電が可能といった利便性から、スマートフォンやノートパソコン、モバイルバッテリーなど、現在の生活において欠かせないエネルギー減となっております。一方で、過充電や過放電、高温環境化での使用において発火や破裂の原因となる熱暴走リスクを伴います。

消防庁の資料によりますと、その利用範囲の拡大に比例するように、全国の各消防機関からの報告のあったリチウムイオン電池及びそれを搭載した製品に起因する火災件数は、令和４年に601件、令和５年には739件、令和６年には982件と増加傾向にあります。

また、国土交通省においても、航空機内でのリチウムイオン電池に関連する火災が全世界的に増加していることを受け、本年４月24日から、国際民間航空機関が定める国際基準に基づき、モバイルバッテリーを航空輸送する際の安全基準を定めており、航空機内への持込み制限を厳格化しているところであります。

リチウムイオン電池が起因となる火災リスクは、本町においても例外ではなく、令和５年５月と令和７年１月に黒川行政事務組合の環境管理センターにおきまして、リチウムイオン電池が起因と思われる発火事故が発生しております。県内では、ごみ収集車からの発火事故も度々発生しており、決して対岸の火事ではないと捉えております。

ごみの収集処理過程で火災が発生した場合、住民生活の基盤であるごみ収集業務に支障を来し、施設の復旧に多額の費用負担が求められる非常に重大な事故になる可能性をはらんだ問題であると認識をしております。

それでは、１要旨目の役場をはじめとした公共施設への耐火性回収容器の設置に関するご質問にお答えをいたします。

公共施設への耐火性回収容器の設置につきましては、既に県内の自治体で導入実績がございます。本町の役場庁舎におきましては、現在、正面玄関にリサイクルの推進・ごみの減量を目的に使用済みインクカートリッジの回収ボックスを設置をしてお

ります。耐火性回収容器設置に関する検討の過程では、町民の視認性、利便性の面からインクカートリッジリボン回収ボックス周辺を設置候補地として考えておりましたが、夏場の高温下での保管や排出時の絶縁処理の徹底、さらに、破損・膨張している電池の混入などの懸念から、万が一事故が発生した場合の来庁者皆様への安全性を考慮しますと、現段階では設置には至っていないのが現状でございます。

今後、安全性をどのように担保していくのかという点も含めて、引き続き検討してまいりたいと考えております。

次に、２要旨目のリチウムイオン電池の適正な回収を進めるための住民への周知、事業者との連携、安全な回収の推進に関するご質問にお答えをいたします。

昨年度、町で実施したリチウムイオン電池の適正処理に関する取組につきましては、通年での町のホームページによる周知をはじめ、４月に毎戸配布のごみ収集カレンダーへの掲載、７月に広報紙による分別の啓発、１月には町の成人式に出席をされた二十歳の皆様へのパンフレット配布を通じて適正な排出方法の周知啓発に努めてまいりました。

町といたしましては、リチウムイオン電池を起因とする火災をどのように防ぐかを考えた場合、排出される皆様方がルールを守り廃棄していただくことに尽きるものと考えております。昨年度、本町から排出された一般廃棄物の総量が約５％削減された中、リチウム電池を含む有害ごみの割合が約６％増加したことは、分別意識が浸透しつつあるよい結果と受け止めており、引き続き、地道な周知啓発活動を継続してまいりたいと考えております。

最後に、町ではこれまでの周知啓発活動に加えて、先進的な取組を実施している自治体を参考にしながら、収集業者とも連携を図り、最善の回収方法を検討し、本町における回収過程のリチウムイオン電池を起因とする火災のゼロを目指してまいりたいと考えております。

以上であります。

議　　長　（今野善行君）

犬飼克子さん。

８　　番　（犬飼克子君）

これも関連しているので、１と２を一緒に質問させていただきます。

今回この質問をするに当たり、気仙沼市の取組を聞いてきました。気仙沼市では、

リチウムイオン電池を危険ごみとして分別するそうであります。あと、電極にテープを貼って絶縁して出すそうであります。あと、透明の袋で出す。あと、回収協力店への持込みも可能という形を取っているそうであります。普通の燃やせないごみに混ざって破砕機に入ってしまうよりもかなり安全ということで、このような形にしたそうであります。

やはり、気仙沼市では、当初、普通のごみの日に回収ボックスに回収してクリーンヒルセンターに持っていったときに重ねたところの重みで火災が発生したそうで、この小型家電回収ボックスはやめたそうです。停止したそうであります。この回収ボックスから危険ごみでの変更理由として、主に発熱・発火の危険性と安全な処理体制の必要性を気仙沼市では説明していました。

やはり、ご答弁にもありました、特に危険なのは、膨らんだ電池、端子がむき出しとか、金属と接触した状態、強い圧力がかかる状態が最も危険だということで、収集や保管中の火災リスクをゼロにはできないため、どこの自治体もかなり神経を使っている状況だと思います。ご答弁の中にも相当の自治体で火災が発生しております。

しかし、適切な分別と絶縁を徹底すればリスクは下げられると思います。ただ、問題なのは分別だと思います。やはり何にリチウムイオン電池が入っているのか分からない方も多いのではないかと思います。私も、今回この質問をするに当たって、どういうものに入っているのかとちょっと少し調べてみたんですけれども、今若い人たちにはやっているハンディーファン、あの中にもリチウムイオン電池が入っているってお聞きして、やはりこの分別の住民への周知が大事と考えます。

通年でのホームページ、４月毎戸配布の収集カレンダーとか、成人式でパンフレットを配るとか、やはりこの配ったとしても、具体的に何に入っているんですよというのが分からなければ、やはり、間違って、わざと、捨てる人は燃えるごみに入れないと思うんですけれども、これぐらいと思って、小さいのでね、ごみにもしかして入れてしまうこともあるんではないかと思うので、分別の周知、もう少し、相当やっていらっしゃいますけれども、もっと動画で詳しくやるとか、本当にもっと分かりやすく、分かるような分別の方法を周知していただくことができればいいのではないかと思いますが、この辺、お聞きしたいと思います。

議　　長　（今野善行君）

町長浅野俊彦君。簡潔にお願いします。

町　　長　（浅野俊彦君）

ただいまの再質問にお答えをさせていただきたいと思いますが、分別の周知の仕方は本当に大事だろうというふうに思います。本町も、ご承知のとおり、有害ごみということで、半透明袋に電池自体を絶縁性のあるビニールテープで絶縁した状態で、見える状態に加えて、有害ごみということで表示をして、ごみステーションに週に１回、捨てられる環境を今つくらせていただいております。加えて、今いろんなおもちゃ等にもリチウムイオン電池が、充電できるものには全てと言っていいほどリチウムイオン電池が入っているというふうに思ったほうがいいと思うぐらいの状況であろうと思います。

周知徹底という意味では、本当に、焼却場またはごみ収集業者のパッカー車等の維持管理も含めても、非常にその後の火災があった場合の後の影響は物すごい大きいものだというふうに思いますので、今までで足らない部分があるのであれば、なおさら、ごみの分別収集の徹底、並びに、こういったものに入っているよっていうものの周知も含めて、なお、黒川地域行政事務組合のほうとも協議をしながら、周知徹底をしてまいりたいと思います。

以上であります。（「終わります」の声あり）

議　　長　（今野善行君）

以上で、犬飼克子さんの一般質問を終わります。

暫時休憩します。再開は午後２時10分といたします。

午後２時０１分　　休　憩

午後２時０９分　　再　開

議　　長　（今野善行君）

再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、一般質問を行います。

５番櫻井　勝君。

５　　番　（櫻井　勝君）

今定例会最後でございます。一般質問に先立ちまして一言申し上げます。本来であ

れば定例会議初日に私の一般質問でございましたが、ちょっと身内に不幸がありまして、その日欠席することになりました。しかしながら、ご配慮いただきまして、本日、一般質問をさせていただくことになり感謝を申し上げます。ありがとうございました。

それでは、通告に従いまして私から２件の一般質問を行います。

まず、１件目です。大和町消防団員減少の抑制について。

近年、大規模な山林火災が隣県の岩手県で立て続けに発生をしております。本町でも今年４月に飲食店舗と会社倉庫を焼く建物火災が発生し、消防隊員や消防団員が消火に当たりましたが、多くの団員のサラリーマン化により現場に駆けつけられる団員数の減少は顕著であり、減少抑制はまさに喫緊の課題であると考えますが、以下について町の考えを伺います。

１要旨目、消防団員の減少を防ぐため、新たに町としてどのような施策が必要だと考えていますか。

２要旨目、消防団員の防災力を維持・強化するためには、どのような対策を講じるべきと考えていますか。

３要旨目、新規加入を妨げる要因など、団員並びに町民を対象とした調査を行い、加入促進や今後の消防団の在り方を検討することについて、どのように考えているのか、お伺いいたします。

議　　長　（今野善行君）

答弁を求めます。町長浅野俊彦君。

町　　長　（浅野俊彦君）

それでは、櫻井　勝議員の消防団減少の抑制に関する質問にお答えをいたします。

消防団員の減少、特に成り手不足は、町民の皆様のみならず、全国的な課題であります。令和７年４月時点で全国の消防団員数は73万2,223人となっており、ピーク時から大幅に減少しております。本町の充足率も令和３年度の88％から令和７年度末には81.4％まで低下している状況にあります。

１要旨目の町として消防団員の減少を防ぐため必要な施策に関する質問にお答えをいたします。

消防団員の確保の対策につきましては、団員の方々のご協力により、地域における勧誘を中心に団員活動をしていただいているところでありますが、団員減少の要因として、人口構造の変化や就業構造の変化、地域コミュニティーの希薄化など様々な要

因が挙げられます。近年、人口構造が変化しており、特に少子高齢化による若年層の減少、地域の担い手そのものの減少のほか、就業構造の変化として、地域に常駐する自営業者、専業で農業などに従事する住民の減少のほか、本業の多忙化により日中の活動への参加が困難となっているケースが増えております。また、消防団活動のみならず、地域コミュニティーの希薄化は様々な場面で表面化している状況であります。

このような状況ではありますが、自分たちの暮らす地域は自分たちで守るという理念の下、地域になくてはならない組織であります消防団の活性化のため、若い団員の勧誘は不可欠であり、消防団幹部自ら様々なイベント等で団員勧誘活動をしていただいているところであります。特に、夏まつり会場では黒川消防署の協力をいただきながら消火器体験などを通じ団員募集活動を行ったり、成人式活動において団員募集のチラシ配布などにも取り組んでいただいております。

町といたしましても、今後、消防団のやりがいや魅力を広く発信するとともに、団員が誇りを持てるように、活動や訓練の様子などをＰＲできるような取組を進めるため、消防団員と協力して行ってまいりたいと考えております。

次に、２要旨目の防災力の維持・強化に関する質問にお答えをいたします。

現在、防災力を維持・強化するため、消防学校での教育訓練、消防協会黒川地区支部主催の各種訓練の参加など、団員が現場活動で必要な技能習得に努めているところであります。また、消防団夏季演習においては、ポンプ操法訓練や小隊訓練など実災害等におけるポンプ操作方法の習得、規律訓練に取り組んでおります。

今後も引き続き、技術の習得を目指した訓練を中心にしつつ、一方では、団員の負担が大きくなり過ぎないような工夫も必要ではないかと感じているところもありますが、消防団の幹部の皆様を中心にこれからの消防団の在り方等について協議していただけるよう進めてまいりたいと考えております。

また、各分団等を通じた装備品の状況などにつきましても随時把握させていただき、計画的な整備に努めてまいります。

次に、３要旨目の新規加入を妨げる要件などに関する質問についてであります。

現在、宮城県消防協会において、消防団等を対象に消防操法大会の在り方、今後の方向性等に関するアンケートを実施しており、本町といたしましても、幹部を通じ各団員にアンケートをお願いをしております。本町のみならず、団員の減少対策は全国的な問題でもありますし、現在実施している操法大会の在り方も見直しすべき時期に来ているとの認識もありアンケート調査が実施されているものと推察されますので、このアンケート集計結果等を参考にしながら、本町におけます消防団の在り方につい

て消防団幹部会等での議論につなげていただければと考えております。

以上であります。

議　　長　（今野善行君）

櫻井　勝君。

５　　番　（櫻井　勝君）

ご答弁をいただきましたので再質問させていただきます。

まず、１要旨目、昨年12月に同僚議員が大和町消防団について質問をいたしました。そのときは定員565名に対して充足率が84.4％とのご答弁でありましたが、答弁にもございましたとおり、令和７年末には81.4％と低下している状況であります。

消防団の役割というのは、火災発生時の消火活動のみならず、平時の防火活動から災害時の最前線まで、町民の生命と財産を守る欠かせない存在だと私は思っていますし、多くの皆さんがそう思っていると思います。

誠に残念ではありますが、今日未明、宮床地区で火災が発生し、お一人の方がお亡くなりになられたということで、心よりご冥福をお祈り申し上げます。

町民の生命財産を守る存在の消防団でありますが、しかしながら、マンパワーである消防団員の減少には歯止めがかからない状況であり、特に若者の入団者が非常に少なく、各分団では新規勧誘に大変苦労していると伺っております。また、自営業者や農業経営者が主流であった時代とは違いまして、多くの団員が会社勤めであり、遠方に勤務しているなど、いざ火災が発生してもなかなか現場に来られないという状況であります。そのような状況を町長はどのように受け止めているのか、お伺いいたします。

議　　長　（今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町　　長　（浅野俊彦君）

櫻井　勝議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

また、先ほど冒頭ありました昨夜の火災におきまして、今行方不明となられていらっしゃる方、また亡くなられた方のご冥福を本当に心からお祈りする次第でありますけれども、また改めて、消防団員の皆様方が雨降る夜半にもかかわらず、献身的に消

防署員の消火活動を後方から支援をしていただいたこと、本当にありがたく、心から感謝を申し上げたいなというふうに思うところであります。

そういった中、消防団員の減少というところ、本当に喫緊の課題であるなというふうに思う反面、常備消防の充実も図る必要があるであろうというところで、今動きもいろいろ取っておるところでもございますけれども、何分、喫緊の課題として、本当に就業構造の変化というところもやっぱり大きいんだろうというふうな思いがする中、町内で在住されている企業さん方等にご理解をいただきながら、何らか、昼間等々の出勤を、団員の加入のみならず、出動いただいた場合の何か費用的な負担等々を含め、行政としても、企業さんへのアプローチも今後必要になるのかなというふうな思いもありながら、今伺っておりました。答えになってない部分もあるかも分かりませんが、本当に就業構造の変化、若年層の方々がなかなか絶対数が減っているという部分、これをどうして埋めていくのかは大きな課題であると認識をしております。

議　　長　（今野善行君）

櫻井　勝君。

５　　番　（櫻井　勝君）

企業という、ちょっと話が出ましたが、後でまた掘り下げていきたいと思います。

消防団員を増やすためには、まず退団者の数を減らすのと、新規入団者を増やさなければなりませんけれども、やっぱり退団を考えたり、入団を阻む原因とされているのが過度な負担だと言われております。会社を早く帰ったり、家族との時間が減ったり、団員の多くが負担に思っているとの声を多く耳にします。

今月14日、先ほどもありましたけれども、大和町総合グランドを会場に大和町消防団夏季演習が開催されます。現在、多くの団員が夜に集まって練習をし、時には早朝に練習をするという分団もありますけれども、勤務先が遠いと集合時間にぎりぎりであるとか、どうしても焦って来ちゃうとか、会社を早退して来る団員もいると聞いております。

私事になるんですけれども、私も24年前になりますが、平成14年に大和町を会場とした宮城県操法大会という大会に選手の一員として参加した経験があります。そのときのことをちょっとお話ししますけれども、大会の３か月前から週２回、夕方６時半から９時まで、それはそれは厳しい練習でありました。大会の１か月前からは週３回、直前には週４回の練習がありまして、その頃はやる気があったんでしょうけれども、

横浜市で開催される全国大会に優勝して行くぞと意気込んでいたときがありました。そして週末の練習を終えると、幹部の人たちに焼き肉屋に連れて行かれまして焼き肉をごちそうになりましたが、帰りはタクシーだったり、女房のお迎えとかいうことがありました。そのとき勤めていた会社はとても理解がありまして、練習日には30分早く帰っていいよと言われて助かった思いがあります。しかしながら、やはり自分の体と家庭、特に女房には莫大な負担であったのかなと思っております。

先ほど答弁にもありましたけれども、町として、今後、消防団のやりがいや魅力を広く発信するとともに、団員が誇りを持てるように活動や訓練の様子などをＰＲできるような取組を進めるとのご答弁がありましたけれども、具体的にどのようなことを考えているのか教えていただきたいと思います。

議　　長　（今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町　　長　（浅野俊彦君）

櫻井　勝議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

具体的な取組の一つになればというふうな思いもあった中、今年の夏季演習については、一般の方々にもぜひ日頃の練習の成果を見ていただきたいという思いも込めまして、広報紙等で一般の方にもぜひ参加をして見学してほしいという熱い思いも入れて広報紙等にも入れさせていただきました。

また、今、様々いろんな形で動画等も撮れる状況にもなっております。携帯の性能も非常によくなっている現状。そういった中、皆さんの大会での活動の様子であるとか、そういったものも動画に収めていただきながら、より多くの方に興味を持っていただき、そして、その中から、皆さんの熱い町民の生命と財産を守るんだという下、活動いただいている状況をご覧いただき、その跡を継ぎたいという方を募ればなというふうな思いもあります。

また一方で、なかなか退団者数と入団者数のバランスが少ないから、なかなかやっぱり充足率が上がっていかない。逆に下がっていくんだっていうところを考えたときに、一度入ってしまうとなかなかやめられないっていうところも、一部、入っていらっしゃらない方のハードルになっているようなところも感じる部分もありますので、そういった視点も、入ってみるとつらいだけではなくて、いろいろ楽しいこともあるし、いろいろ自分の時間もいろいろ取れるんだよみたいな、そういう動画等もあった

り、厳しい点、いい点、そういったものを動画等での配信をできたら、なお一つの策になるんではないかなと考えておる次第であります。

以上であります。

議　　長　（今野善行君）

櫻井　勝君。

５　　番　（櫻井　勝君）

そういったＰＲ等はぜひ行っていただいて、新入団勧誘の力になればなと思っております。

退団する理由であったり、入団を妨げる要因に、練習など団員の負担っていうのが挙げられておるとさっきも話しましたが、団員数の減少抑制と消防団の負担軽減や担い手不足を背景に、現在、全国多くの自治体で消防操法大会や演習を取りやめる動きが広がっているようであります。競技性を重視しての過度な練習を見直し、実際の火災現場で役に立つ実践的な訓練に移行する自治体が徐々に増えております。

例えば、神奈川県の三浦市では、操法大会の意義は協調しますが、約２か月前から、仕事を終えた夜間や休日の練習など、団員の負担が大きいために、消防団員から、団員の確保、大会や演習の在り方について検討する時期が来ているんじゃないかという問題提起が起きまして、その翌年度から廃止が決定し、今まで出場選手だけしかできなかった訓練であったものを全消防団員を対象に、消火技術訓練というちょっと名前を変えて、新しい訓練の方法を取り組んでいるという自治体もございます。

また宮城県でも、宮城県東松島市では、消防団員の成り手不足の解消と新たな退団を防ぐために、出場者が限られている、やはりやる人しかやらない、できないという、そういった大会を取りやめて、全員が参加できる訓練会というふうに切り替えるなど、団員の負担を軽減し、意欲に応えられる、皆さん、意欲はあるんですけれども、なかなか選手に選ばれないとできないとかそういったことがあります。そういった事例もありまして、市の防災課長は、団員が参加したい講習や訓練は消火活動や大規模災害など実践に向けたものが大半の意見であって、多くの団員は地域への思いがあって入団しているので、実践に役立つ訓練を実施して退団を防ぎたいと述べられております。

また、岐阜県飛騨市というところでは、ちょっとなかなか古い市街地というか、家と家がすごい密集しているという土地もありますけれども、実践的な消火技術を学ぶため、ポンプ車が出火場所に近づけないような住宅密集地を想定し、障害物の除去や

情報伝達方法などを確認したり、より実践に近い訓練に移行し、慣例にとらわれず、地域貢献のモチベーションを高めるということで、深刻な消防団離れを防ごうというそういう試みもされているところもあります。

また、岩手県で山火事が連続して発生しましたけれども、そのほかにも団員の負担軽減を目的として、操法大会を見送って、代替案として、川から水を吸い上げて約400メートル先の林野火災現場を想定して、それもやる人がだけがやるんじゃなくて、全団員を対象にして火災対応訓練というのを実施しております。より実践的な訓練を全団員が共有できるという画期的な訓練となり、意義は大きいと消防団長が申しております。

私は、大和町消防団も、ポンプ操法とかは４人だったら４人が選手として出場するんですけれども、やはりその同じ分団でその４人しかやれないということでちょっと問題があるのかなと思っております。そして、やはり、練習日だけじゃなくて、各部に帰って、夜の練習や早朝練習というやはり大変な負担にはなるんです。ただ、それの負担軽減と団員減少を目的とした改革を大和町も検討するべき時期に来ているのかなと私は感じていますし、方向変換も必要かなと考えております。

もちろん、町だけとか消防団だけというわけにはいきませんので、町、消防団、あと消防署との話合いが必要になってくると思うんですが、先ほど例に挙げた市町村は自治体が主体となって検討を始めたところが多いようであります。実践的な訓練に移行したり、方向転換していることについて、町長はどういうご意見があるか。

議　　長　（今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町　　長　（浅野俊彦君）

ただいまの櫻井議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

長らく消防団員として活動をなされ、横浜で開催された大会にも県代表として出場経験のある……、ではなかったでしたっけ。長らくご経験のある櫻井議員からのあえての後輩に対する強いメッセージも込めたご発言であったんだろうなというふうに思います。

まさに、今現在、宮城県の消防協会が主催として消防団員の皆様方お一人お一人に、今後の消防操法大会の在り方等々に関するアンケートも実施されているというふうに伺っております。そういった意味では、そういったアンケートの集計結果等をぜひ幹

部会等につながせていただきながら、昨日の夜の消火活動を見ても、やっぱり常備消防だけでは対応し切れない中、競技のみならず、やっぱり実際に水を出していただいて搬送していただいたり、短区間を移送していただいたりだとか、後方支援という意味では本当に大事であり、なおかつ、皆さんが町民の生命と財産を守るんだという思いの下、活躍、活動したいんだというふうに感じました。

そういった中では、大会という在り方が今のままで時代の変化に変わらずそれでいいのかというところを含め、また、組織の在り方自体も、団員の全国的な状況を見ますと、女性消防団員であるとか、学生消防団員であるとか、あと機能別消防団員が増えている現状もあるようでありますので、そういった全国的な流れも見ながら、そこは真摯に幹部会の皆様方との協議につなげられるよう努めてまいりたいというふうに思います。

以上であります。

議　　長　（今野善行君）

櫻井　勝君。

５　　番　（櫻井　勝君）

やはり団員減少に頭を抱えているのはその地区の分団長さんだったり、部長さん、班長さんが頭抱えていらっしゃいますので、ぜひとも改善できる策を検討していただきたいのと、あと、慣例や継続っていうのも確かに大事ではありますけれども、何も変わらないとか、何も変えないというのもあまり好ましくないのかなと私は思っておりますので、ぜひ、まずは検討していただきたいと思っております。

次に、２要旨目の質問に移ります。

消防団の防災力を維持するための対策として、先ほど町長のお言葉からもありましたけれども、機能別団員制度の導入をしてはどうかと私は考えます。その中身はいろいろ自治体によっても違うんですが、機能別団員とは、全ての活動を行う基本ライン、私たちのような一般の団員に対して、個人の技能や本人の事情に合わせて特定の任務や大規模災害時のみに限定するなどして参加する制度で、各自治体によって内容は違いますが、消防団ＯＢや元消防隊員など消防活動の経験がある方が中心で、主な活動としては、担当区内の火災現場での後方支援活動、また、風水害や地震などの災害時における支援活動などがありまして、通常の定期訓練や出初め式とか、あと夏季演習とか、そういった各種行事や啓発活動には原則参加不要ということであります。火災

や災害時の支援活動に限定した制度であってですね。ちょっと例を挙げさせていただきますが、神奈川県の葉山町というところで、消防団の組織力の充実と強化を目的として機能別団員制度の導入に踏み切り、近年の災害の多様化・大規模化により従来の消火や救助活動に加え多様な役割が求められるために、消防団の組織力の強化と役割の多様化への対応を図るため、総務省消防庁が推奨する機能別団員制度を導入し、さらなる防災力の向上を目指すと宣言しております。そこは198名の消防団員のうち、およそ14%、27名の機能別団員が活動を行っており、消火や救助、警戒活動の後方支援に回り、基本団員と同じように地域の安心安全の確保にご尽力いただいているということであります。

また、ほかの地域では、これは埼玉県なんですけれども、町長自らが広報マンとなって、町民に対してこう述べております。「災害が大規模化・広域化すると、それに対応する想定以上のマンパワーや資機材等が必要となると思われます。そこで、町では、消防団と協議を進めながら、何とか消防力の維持をしていくために、令和６年から機能別団員を導入することになり、所属する地域内における災害に出動し、平常時に行う消防団活動には原則参加する必要がありません。町消防団は、団員不足で大変厳しい状況にあり、ぜひ機能別消防団員に加入いただき、町の安心安全の確保にご協力いただくようお願いいたします」と、機能別団員の加入を促進しております。

４月に落合地区で発生した火災のときには、町長にも現場に駆けつけていただきましたけれども、そのとき、現場指揮者から、私たち消防団に、消防団は延焼を防ぐために家の裏側から放水してくれという指示がありました。しかしながら、現場に駆けつけた団員の少なさもあってなかなか指示どおり放水ができてなくて、大変時間がかかってしまいまして、何とか延焼を食い止めることはできましたが、やはり現場で人が足らないということで大変苦労しました。

人手不足の解消と、限られた団員の、少ないと一人一人の負担も大きくなりますので、団員の安全確保のためにも、ぜひ、機能別団員制度の導入は有効であると私は考えますけれども、町長の考えを伺います。

議　　長　（今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町　　長　（浅野俊彦君）

ただいまの櫻井議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

言葉としての機能別団員のところは知っておる中ではありますけれども、具体的に現場に駆けつけた際の指示系統をどういうふうに伝え、どういうふうな行動をさせるのか等々、先進の自治体の状況を町役場としてもいろいろ調査をさせていただきながら、有効なものなんであろうというふうに思いますので、ぜひ、幹部会等々でもそういったものの導入がどうなんだという判断をいただくような材料になるようなものを取りまとめさせていただき、幹部会での議論の材料にさせてもらえるように準備をさせていただきたいなというふうに思います。

以上であります。

議　　長　（今野善行君）

櫻井　勝君。

５　　番　（櫻井　勝君）

ぜひともそういった方向に進んでいっていただきたいと思っております。

機能別団員っていうのは、自治体によって違いますけれども、団員のように服装とかっていうのはない、あるところもあるんですが、大体はここに機能別団員と書かれたビブスと帽子を着用して活動しているようであります。

次にですけれども、ちょっと先ほど町長からのご答弁もありましたが、事業所の消防団っていうのを採用しているところがあります。愛媛県の松山市ですけれども、消防団員のサラリーマン化が進み、日中に消防団員が不足し、消防活動に空洞化が生じている。その対策として事業所消防団を採用し、事業所の就業時間である日中に活動を限定して、主に工業団地内や近隣地での火災や災害時に出動し、火災の場合は主に初期消火活動を行うとされている事例もあります。

本町でも、数々の企業、あと工業団地や商業団地もございますが、そのことについて一言ご意見をお伺いします。

議　　長　（今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町　　長　（浅野俊彦君）

ただいまの櫻井議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

一番最初のところでは、２回目の答弁でもちょっとお話をさせていただきましたが、

本町にお越しいただいて、お仕事いただいている企業の従業員の皆様方も大事な町民を構成する、町民の皆さんに匹敵するような方であろうというふうに思います。お互いさまで、いつ、どこで助けてもらえるのか、助けられるのかっていうところからすると、互いにそこは抑止したり、時には協力し合ってその延焼を抑える活動に参加していただいたりっていう意味合いは非常に有効であろうというふうに思います。何らか、企業さんの集まり等々でそういった取組ができないものなのか等を協議をしてもらえるよう、ちょっと私からも問題提起なりをさせていただこうというふうに今考えながら伺っておりました。また、その進め方、在り方等につきましては、まずは幹部会の皆様方にご意見をいただいた後、動きたいなというふうに思っております。ありがとうございます。

議　　長　（今野善行君）

櫻井　勝君。

５　　番　（櫻井　勝君）

次に、３要旨目に移りたいと思います。

先ほどご答弁にもございましたけれども、先月末に宮城県内全ての消防団員の皆様へとして、消防操法大会についてあなたの声を聞かせてください。大会の見直しや負担軽減の検討に活用しますという内容のアンケートが大和町内の全団員に配られ、スマホで入力送信する方法で行われておりますが、ちょっと確認なんですけれども、このアンケートの結果というのは各自治体にいつ頃結果が反映されるのかどうか、確認したいので教えてください。

議　　長　（今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町　　長　（浅野俊彦君）

ただいま櫻井議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

まだ、時期のほうは未定ということだそうであります。引き続きそこは確認を続けてまいりたいと思います。（「反映はされるのでしょうか」の声あり）そこもちょっと含め、調査をさせていただきたいと思います。

議　　長　（今野善行君）

櫻井　勝君。

５　　番　（櫻井　勝君）

アンケートをしても結果が反映されないのではちょっと問題がありますので、もし町でもこういうことができれば、ぜひ行っていただきたいと思いますが、ほかの自治体でもアンケートの結果というのが結構出ていまして、岐阜県のある町なんですが、70％以上の団員が操法訓練の仕方や拘束時間などに負担と不満を抱いている。団員の本音の部分というのが結構見えてくると言っております。あと、その一方で、消防団は必要かという問いには、必要不可欠であるというのが40％、あとどちらかというと必要であるというのが45％という結果が出ております。だから、負担にはなっているけれども、やりたいというか、地域のために貢献したいという気持ちは皆さんお持ちのようです。

今後も存続していくために、訓練の在り方を見直し、団員の負担を減らして、少しでも長く続けていく必要があるというふうに結論づけております。

しかしながら、訓練自体をやめては団員のスキルの低下と火災現場において危険にさらしてしまうという考えから、やはり、やり方を変えて、放水操作訓練というのを考案したそうです。通常、操法にはホース３本使うんですけれども、これを２本にして体育館の中でも練習ができるという方法でして、短時間で多くの団員が訓練できるという、そういった団員と場所とかも問わず、団員の負担にもならないように、そういったことを考えている自治体もございます。

やはり大和町でも、団員数の維持と確保のためにも、団員もですけれども、町民にも消防団に対する声を聞く必要があるのかなと思っておりますが、やはり大和町でも独自に聞き取り調査などを実施していただいて、団員と町民の意見に耳を傾けていただきまして改革していってほしいなと私は思っていますが、そうしないとやはり団員の減少の抑制にはつながらないと大変危惧しておりますので、ちょっとそのことについて考えをお伺いします。

議　　長　（今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町　　長　（浅野俊彦君）

ただいまの櫻井議員のご質問にお答えをしたいと思います。

本当に町民の生命と財産を守るという強い信念の下、ご自分の安全も確保していただきながら、火災のみならず、様々な災害の現場でも活動いただいている皆さんでいらっしゃいます。なかなか、忙しい皆さんであるがゆえにゆっくりと腹を割ってお話ができていないところ、私としても今責任をある意味感じておりました。

そういった意味では、消防団員の減少自体が、今のいろんな体制、やり方にも、変化もある程度していかねばならないんだろうという視点も交えながら、実際の指揮命令系統の中で動いていただいている団長をはじめとする幹部の皆さんと私も中に入った中で腹を割って話し合う時間を取るべきであるなというふうな思いを今抱かせていただきました。

そういった意味では、そういった中で意見交換をさせていただき、いろんな県の消防協会のほうで行ったアンケート結果等も極力入手をさせていただきながら、幹部会での腹を割ったお話につなげていけるようなそんな場をぜひ設けさせていただきたいというふうに考えます。

以上であります。

議　　長　（今野善行君）

櫻井　勝君。

５　　番　（櫻井　勝君）

ぜひ、そういったことに進んでいただいて、団員の減少を食い止めるためによろしくお願いいたします。

じゃあ、２件目の質問に入ります。

教育ふれあいセンターに保管されている収蔵文化財についてです。

現在、吉田、鶴巣、落合の各ふれあいセンターの一室を利用し、文化財や埋蔵物などの保管を行い、展示も兼ねた施設であると伺っております。

地域住民や子供たちにとって、郷土の歴史に触れられる貴重な資料が数多く展示されていると思いますが、どの程度の効果があるのか、以下について町の考えを伺います。

１要旨目、各ふれあいセンター展示施設への年間見学者数は。

２要旨目、現状の保管・管理状況をどのように捉えているか。

３要旨目、今後、地域にとってどのような役割を果たすと考えているのか、お伺い

いたします。

議　　長　（今野善行君）

答弁を求めます。教育長八巻利栄子さん。

教 育 長　（八巻利栄子君）

それでは、教育ふれあいセンターに保管されている収蔵文化財についてのご質問にお答えいたします。

初めに、各教育ふれあいセンターに収蔵しております主な文化財につきましては、升沢地区の集団移転の際に寄贈されました民具などの民俗文化財ほか、遺跡等より出土した土器や石器等の埋蔵文化財があり、それぞれ大切な文化遺産として、また、地域のより身近な歴史資料として旧嘉太神分校に収蔵されていたものを、平成28年度に各教育ふれあいセンターへ分割移設を行い、翌平成29年度から見学できるよう調整と配置を行ったものでございます。

まず、１要旨目の各ふれあいセンター展示施設への年間見学者数はについてお答えいたします。

各教育ふれあいセンターでは、２階の一部を資料の収蔵展示室として活用しております。しかしながら、１階に児童館を併設している点や展示ケースをあまり使用していないこと、また、原則として無人施設であるという施設の特性から、資料保護や見学者の安全確保、防犯上の観点を総合的に考慮し、日常的な自由見学は行っておらず、地域行事や児童館事業等の機会に合わせて展示室を公開している状況でございます。そのため、各施設における展示室への見学者数につきましては、正確な把握を行っていない状況でございます。

現在は、地域行事や小学校の社会科の授業等の機会を通じて、地域の皆様や児童等が郷土の歴史や文化に身近に触れる機会の充実に努めているところでございます。

次に、２要旨目の現状の保管・管理状況はどのように捉えているかについてお答えいたします。

現在の収蔵展示室につきましては、もともと学校の教室として使用されていた空間を活用しているため、先ほども申し上げました、展示ケースや空調設備等の専門的な環境整備には至っておらず、文化財の長期保存及び公開の観点から課題があるものと認識しております。

また、各教育ふれあいセンターに収蔵しております文化財は、旧町村区域内での収

集品のみに限らず、区域以外の文化財も収蔵しております。これは旧町村区域の枠を超えて、大和町として町全体の歴史や暮らしを伝える身近な資料として調整・管理を行ってきた経緯によるものでございます。

今後につきましては、町施設の在り方や方針等との整合性を図りながら、文化財をより適切かつ効果的に収蔵展示できる方法につきまして、長期的な視点を持って検討してまいりたいと考えております。

次に、３要旨目の今後、地域にとってどのような役割を果たすと考えているかについてお答えいたします。

教育ふれあいセンターに収蔵されております文化財等は、本町の歩んできた歴史そのものであり、地域の誇りであると認識しております。今後は、学校教育における身近な郷土学習の場としての活用はもとより、町民の皆様が自らの地域の歴史や文化に触れ、理解や愛着を深めることができる地域の文化拠点としての役割を担っていくために適切な手法を研究してまいりたいと考えております。

なお、文化財は学術的価値のみならず、先人の営みや地域の成り立ちを後世へ伝える国の大切な資料であり、本町の歴史を物語る重要な財産でもあります。その観点からも、今後の施設の在り方や展示・活用方法につきまして、町文化財保護委員会や専門機関の方々からもご意見をいただきながら、より多くの皆様に郷土の歴史に親しんでいただける環境づくりに努めてまいります。

今後も文化財の適切な保存と活用の両立を図りながら、将来を見据えた施設の維持管理及び文化財行政の推進に取り組んでまいりたいと思います。

よろしくお願いいたします。

議　　長　（今野善行君）

櫻井　勝君。

５　　番　（櫻井　勝君）

時間があまりありませんのでささっといきます。

展示という形ではありますけれども、なかなか展示会というそういったことではなく、事あるごとに見学しているということだと思います。郷土の歴史を肌で感じられる数々の資料は、地域のやっぱり住民とか子供とかにとっても貴重でありますし、もっと地域の人たちに見てもらうというような何か工夫が必要ではないかと思いますが、その点について、教育長、お願いします。

議　　長　（今野善行君）

教育長八巻利栄子さん。

教 育 長　（八巻利栄子君）

それでは、ただいまの櫻井議員の再質問にお答えいたします。

確かに、今活用をしている頻度につきましてはまだまだ不十分なところがあるかと思います。現在は、吉田や落合教育ふれあいセンターでは、小学校の３年生のときに社会科の授業で学習するところがあるというところで、町でも「私たちの大和町」という社会科の副読本を作って配布しているんですけれども、それなどにも昔のもの、農具とか、民具とか、それから遺跡等の話も出ておりますので、そのようなものとコラボする形で児童が訪れて見ているということもありますし、何より、その際、歩いて行ける距離にあるっていうのが実は利点かなというふうに思っております。

また、鶴巣のふれあいセンターでは、「鶴巣ふれあいまつり」のときに毎年その施設を開放していただいて、スタンプラリーの場所にもしているので、私も行かせていただいたことがあるんですけれども、数多くの方がお祭りのときですので見にこられて、100名ほどが見学したという話も聞いておりますので、そのような活用の仕方もあるかと思います。

なお、毎年、郷土史講座を年に４回やっているんですけれども、その際集まる方は非常に盛況でありまして、毎回たくさんの方に来ていただいておりますので、そのような場での活用もあるかと思いますし、まだまだ、こういうものをどのような形でっていうところは工夫する余地があるかと思っております。何かいいアイデアがあったら、ぜひ教えていただきたいなと思います。

よろしくお願いいたします。

議　　長　（今野善行君）

櫻井　勝君。

５　　番　（櫻井　勝君）

それでは、２要旨目に入ります。

現在でも貴重な収蔵物ということですが、やはり今後20年、30年たって、もっと貴重なものになるという場合もございます。やはり温度や湿度や光によるカビや劣化等、

こういったものについてふれあいセンターの収蔵室はどのような状況なのかというのをお尋ねします。

議　　長　（今野善行君）

教育長八巻利栄子さん。

教 育 長　（八巻利栄子君）

それでは、櫻井議員のただいまの再質問にお答えいたします。

先ほど、保存ケースの話をさせていただいたんですけれども、保存ケースがあるのは鶴巣のみというところで、その他の施設については専用のケースはないというところです。ただ、光を遮断するとかということは心がけておりますし、湿度が多くなるこれからの梅雨の時期等は換気や空調等、扇風機を回したりとか、そんなところで最大限の配慮をし管理を行っているというふうに伺っております。

よろしくお願いいたします。

議　　長　（今野善行君）

櫻井　勝君。

５　　番　（櫻井　勝君）

ふれあいセンターの管理状況もなんですけれども、果たして、どこに何があるのかとか、そういった担当者がいなくても誰かが分かるのかとか、そういった把握できるシステムになっているのかどうかちょっと後からお聞きしたいと思いますが、時間もないので、３要旨目に入ります。

どういった役割をという観点からですけれども、あるところからの情報ではありますけれども、物忘れをする高齢者や痴呆症患っているお年寄りなどが、昔の農耕具や懐かしいものを見ると昔を思い出したり、懐かしがったりすることが脳によい刺激があるという話も聞いております。例えば地区の活き生きサロンで見学会をするとか、また、落合のふれあいセンターにこの間行ったから、今度は鶴巣に行ってみようかとか、そういった活用もよいのではないかと考えます。その点について一言お願いいたします。

議　　長　（今野善行君）

教育長八巻利栄子さん。

教 育 長　（八巻利栄子君）

ただいまの櫻井議員の再質問にお答えいたします。

今お話しいただいたのは大変いいことだなあと思いますし、お年寄り、今のことは忘れても昔のことは覚えて、自分の両親のことを思っても、何十年前のことはもうすらすらぺらぺらとしゃべれるっていうこともありますし、そういう形で活用するのは非常によいことだなあと思いますし、広報という意味でまだまだ足りない部分があるのかと思います。たいわ広報のほうにも、不定期ですが、文化財に関するお話を載せていただいたりしておりますが、今のような形で様々な団体にアプローチ等をしていければと思います。

よろしくお願いいたします。

議　　長　（今野善行君）

櫻井　勝君。

５　　番　（櫻井　勝君）

ぜひ、活用方法にも工夫をしていただければなと思います。収蔵物もですけれども、埋蔵物も今後増えることが予想されますけれども、やはり守るはずの物が、物がたくさんになって危険にさらすような状態になって、あと、どこに何があるのか分からなくなって確認さえできないような死蔵になったんでは困りますので、ぜひとも保管と保存を一生懸命していただいて……。

終わりました。

子供たちに向けていろいろ頑張っていただきたいと思います。

議　　長　（今野善行君）

以上で、櫻井　勝君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。再開は３時20分からといたします。

午後３時１０分　　休　憩

午後３時１９分　　再　開

議　　長　（今野善行君）

再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第３「議案第５１号　大和町企業版ふるさと納税基金条例」

日程第４「議案第５２号　大和町町介護保険条例の一部を改正する条例」

日程第５「議案第５３号　令和８年度大和町一般会計補正予算」

日程第６「議案第５４号　令和８年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算」

日程第７「議案第５５号　令和８年度大和町水道事業会計補正予算」

議　　長　（今野善行君）

日程第３、議案第51号　大和町企業版ふるさと納税基金条例から日程第７、議案第55号　令和８年度大和町水道事業会計補正予算までを一括議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。まちづくり政策課長堀籠　優君。

まちづくり政策課長　（堀籠　優君）

それでは、よろしくお願いいたします。

議案書の82ページをご覧いただきたいと思います。

議案第51号　大和町企業版ふるさと納税基金条例についてでございます。

恐れ入りますが、別冊で議案の説明資料としてお渡ししております議案第51号関係、そして、３ページの資料ございますので、そちらでご説明させていただきます。

１ページをお開きいただきまして、資料の冒頭、一段落目をご覧いただきたいと思います。

これは基金条例設置の趣旨でございますが、本町の財政は、法人町民税の増減が大きく、直近２か年は財源不足を起債で対応している現状がございます。そこで、安定的かつ持続的な財政運営のため特定財源の確保が必要であることから、令和４年度から受入れを行っております企業版ふるさと納税をより有効に活用したいと考えております。

しかし、企業版ふるさと納税は、原則として寄附を受けた年度内事業に充当というルールがございまして、これに対して、今般の制度改正を受けまして、基金を設置することにより寄附金を翌年度以降にも使える弾力的な運用が可能となるものでござい

ます。地方創生の取組を加速させるため、このたび本基金を設置したいものでございます。

続きまして、１、企業版ふるさと納税の概要でございます。

本制度は、地域再生法に基づく地域再生計画に記載された地方創生の取組に対して企業が寄附を行うことで、寄附額の最大約９割が税額控除される仕組みでございます。

本町では、令和４年度からスタートしまして、政府の税制改正大綱によりまして令和９年度まで制度の継続が決定しております。

続きまして、２の対象事業でございます。

大和町まち・ひと・しごと創生総合戦略事業として位置づけております、いわゆる大和町第５次総合計画の重点プロジェクト事業のうち、令和８年度につきましては、１ページの下段から２ページにかけて記載した９事業への充当を予定しております。

続きまして、３、受入れ状況でございます。

令和７年度につきましては、11社、1,480万円、累計で21社で3,520万円のご寄附をいただいたところでございます。今回の基金設置によりまして、受け入れ過ぎを心配することなく安定して集められるという状況が整うものでございます。

それでは、議案書の82ページ目にお戻りいただきまして、大和町企業版ふるさと納税基金条例をご覧いただきたいと思います。

第１条（設置）としまして、地域再生法第５条第４項第２号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業（町の認定地域再生計画に記載されている事業に限る。）としております。これは企業版ふるさと納税は、地域再生計画、大和町での名称は第３期大和町まち・ひと・しごと創生推進計画となりますが、これに記載された事業経費に充てること。そして、翌年度以降に活用する企業からのふるさと納税につきましては、企業版ふるさと納税基金に積み立てることを定義したものでございます。

同様の基金でふるさと応援基金というものもございますが、こちらにつきましては個人からの寄附金を積み立てることといたしておりまして、企業版ふるさと納税基金は、企業からの寄附金に特化した基金ということになっております。

なお、地域再生計画につきましては、第５次総合計画の改定内容に合わせまして改正することとしておりまして、現在、国のほうへ申請中でございます。

第２条（積立て）につきましては、第１条の目的達成のために寄附された寄附金の全部又は一部としておりますが、これは寄附のあった当該年度に充当するほか、翌年度以降の事業にも充てられるように全部又は一部といたしたものでございます。

第３条から第７条につきましては、運用益金の処理や繰替運用などでございまして、

町では基金条例を何本か持ってございますが、基本的にはそれらと変わらない立てつけになってございます。

附則につきまして、施行日を令和８年８月１日としておりますが、基金条例の前提となります現在申請中の地域再生計画の改正につきましては、その認可をいただけますのが８月予定として国から示されておりますので、８月１日施行といたしたものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

議　　長　（今野善行君）

議案第52号　大和町介護保険条例の一部を改正する条例について、福祉課長阿部晃君。

福祉課長　（阿部　晃君）

それでは、議案書84ページをお願いいたします。

議案第52号　大和町介護保険条例の一部を改正する条例でございます。

初めに、別冊の議会説明資料、議案第52号関係で、背景、目的等を説明させていただきますので、ご準備をお願いいたします。

１ページをお開き願います。

１、改正を必要とする背景及び目的といたしまして、令和７年度税制改正で個人住民税に係る給与所得控除は最低保障額を55万円から65万円に10万円引き上げる見直しが行われたことを踏まえまして、介護保険法施行例の一部が改正され、税制改正の影響により第１号保険料の標準段階が変わり得る第１号被保険者について、令和７年度と同様の判定となるよう見直しが行われましたことから、介護保険条例において所要の改正を行うものでございます。

２、主な改正内容。

（１）介護保険料の標準段階に係る基準の見直しでございます。

介護保険制度では、第１号被保険者の保険料段階を個人住民税の課税状況や合計所得金額等に基づき設定しております。令和７年度税制改正で、給与所得控除が10万円引き上げられたことによりまして、一部被保険者で市町村民税非課税者が増加し、保険料収入が減少する可能性があることから、介護保険法施行例の一部が改正され、介護保険料の算定においては令和７年度税制改正前の基準で判定を継続するための特例が行われたところでございます。

（２）といたしまして、前年度非課税者に係る特例減免制度でございます。

令和７年度住民税非課税の者につきましては、給与所得控除の最低保障額引上げの決定を受けまして、令和８年度も引き続き住民税非課税となるよう就労調整した者に対しまして、急激な介護保険料の増を避けるため、課税の基準から控除の引上げの分の範囲で就労収入が増加した場合については、介護保険法第142条に定める「特別の理由」に該当するとして、介護保険条例を一部改正し、当該者の保険料を令和８年度に限り、住民税非課税者として判定する保険料段階まで減免するものでございます。

その他といたしまして、本改正は令和８年度の保険料の算定のみに限り適用し、令和９年度以降は新たな介護保険事業計画期間（第10期）となることから、令和７年度見直し後の所得を基準とした上で改めて基準を算定することになります。

２ページをお願いいたします。

表をご覧いただきたいと思います。

改正内容のイメージとなりますが、給与収入におきまして、令和８年度においては103万円までは住民税非課税となりますが、介護保険料の判定におきましては改正前の基準により再計算を行うため、103万円から55万円を差し引いた所得48万円で判定することから、課税者として取扱いするみなし課税となります。そこで、本来であれば非課税の範囲内で収入を増加した者が保険料の判定で不利とならないよう、特例減免として、住民税非課税者として判定した段階まで保険料を減免調整するものでございます。

３、特例減免の対象者につきましては、次の全ての要件を満たす者となりまして、１つ目として、第１号被保険者が令和７年度及び令和８年度ともに町県民税非課税者であること。２つ目として、令和７年度税制改正を踏まえ、令和７年中に就労収入を増加させた者であることとなります。

また、この特例減免を行うことにより減少する保険料につきましては、低所得者軽減に係る国庫負担や調整交付金の算定が行われることから、町財政への影響はないと見込まれます。

議案書84ページにお戻り願いたいと思います。

条文の説明をさせていただきます。

大和町介護保険条例の一部を次のように改正するものでございます。

新旧対照表をご覧ください。表の左側、改正後になります。

附則第８条の次に、令和８年度における前年度非課税者に係る保険料の減免として第９条を追加するものでございます。

第１項につきましては、第１号被保険者等が令和７年度及び令和８年度において市町村民税非課税者である者が令和８年度みなし課税とみなされることにより令和８年度の保険料が高くなる場合、保険料を減免することを定め、第２項につきましては、その減免する保険料の額について定めるものでございます。

85ページをお願いいたします。

第３項につきましては、減免を行うに当たっては、納付義務者の申請を不要とすることを定めるものでございます。

附則でございます。

この条例は、公布の日から施行し、令和８年４月１日から適用するものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議　　長　（今野善行君）

財政課長、佐々木克敏君。

財政課長　（佐々木克敏君）

それでは、議案書の86ページをお願いいたします。

あわせまして、別冊の令和８年度大和町一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書の第２号につきましてもご準備をお願いいたします。

議案第53号　令和８年度大和町一般会計補正予算（第２号）でございます。

第１条第１項は、歳入歳出予算の補正でございまして、歳入歳出それぞれ6,808万8,000円を追加いたしまして、予算の総額を140億4,125万3,000円とするものであります。

第２項、歳入歳出予算補正の款項の区分につきましては、「第１表　歳入歳出予算補正」によるものであります。

次に、第２条の債務負担行為の補正につきましては、追加でありまして、「第２表債務負担行為補正」によるものでございます。

第３条の地方債の補正は、変更でありまして、「第３表　地方債補正」によるものであります。

それでは、議案書の88ページをお願いいたします。

第２表、債務負担行為補正であります。追加でございまして、全部で３つの事項がございます。１件目は、吉岡児童館ほか２施設の運営業務、２件目は、小中学校ＩＣ

Ｔ支援業務、３件目は、小中学校照明ＬＥＤリース事業でありまして、期間及び限度額につきましては記載のとおりであります。

続きまして、議案書の89ページをお願いいたします。

第３表、地方債補正につきましては変更でございます。緊急自然災害防止対策事業債は、事業計画に合わせまして増額をお願いするものであります。起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりであります。

それでは、別冊の事項別明細書（第２号）の３ページをお開き願います。

歳入についてであります。

15款国庫支出金の２項４目農林水産業費国庫補助金341万8,000円につきましては、１節農業費補助金で地域農業構造転換支援事業費であります。

次に、16款２項８目商工費県補助金につきましては、宿泊税市町村交付金で297万2,000円を追加するもの。

18款１項４目ふるさと寄附金は、２節の企業版ふるさと寄附金で310万円の追加であります。

次の20款１項１目繰越金につきましては、財源調整といたしまして3,189万8,000円を計上いたすもの。

23款１項町債につきましては、２目土木債において緊急自然災害防止対策事業債2,670万円の借入れを追加するものでございます。

歳入につきましては以上でございます。

続きまして、４ページをお願いいたします。

３の歳出でございます。

２款１項５目財産管理費につきましては、南部コミュニティセンター管理費で、雨漏り修繕に要する費用99万円の追加をお願いするものであります。

私からは以上でございます。

議　　長　（今野善行君）

まちづくり政策課長堀籠　優君。

まちづくり政策課長　（堀籠　優君）

続きまして、６目企画費11節、手数料につきましては、先ほどご説明いたしました企業版ふるさと納税関連でございますが、全国37の地銀ネットワークから寄附を希望する企業様をご紹介いただくこととしておりまして、その手数料として、寄附額の

300万円の22%相当を計上するものでございます。

また、24節積立金につきましては、企業版ふるさと納税基金への積立金として受入れの最小単位となる10万円を計上するものでございます。

特定財源として、先ほど歳入のほうでご説明いたしました企業版ふるさと寄附につきまして、300万円と10万円の２口仮定いたしまして計310万円を充当するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いします。

議　　長　（今野善行君）

町民生活課長青木　朋君。

町民生活課長　（青木　朋君）

続きまして、３款１項３目国民年金費でございます。

12節は、令和８年10月から国民年金保険料の育児免除制度として、子を養育する第１号被保険者を対象に、子が１歳になるまでの期間の国民年金保険料を所得に関係なく免除となる制度が始まりますことに伴い、国民年金システムの改修を要するものでございまして、その費用を追加でお願いするものでございます。

よろしくお願いいたします。

議　　長　（今野善行君）

子ども家庭課長大友　徹君。

子ども家庭課長兼こども家庭センター長　（大友　徹君）

次に、２項５目児童館費でございます。過日６月１日に開催されました全員協議会におきましてご説明しておりますが、吉岡小学校区の放課後児童クラブ利用児童の施設までの安全な移動、移動時間の軽減を図るとともに保護者ニーズに対応するため、吉岡放課後児童クラブに120人規模の放課後児童クラブ施設を増築する吉岡放課後児童クラブ増築事業に係る補正予算をお願いするものでございます。

７節は、吉岡放課後児童クラブ増築施設の設計業務に係る公募型プロポーザルの実施に当たりまして、企画提案書審査のため設置する選考委員会の委員に対する謝礼でございます。

10節は、選考委員会開催時のお茶代でございます。

12節は、吉岡放課後児童クラブ増築施設の基本設計及び実施設計業務の委託料でございます。

以上でございます。よろしくお願いします。

議　　長　（今野善行君）

町民生活課長青木　朋君。

町民生活課長　（青木　朋君）

続きまして、４款１項３目環境衛生費でございます。

10節は、中東情勢による原材料費の上昇を受け、各地区での散布に使用する防疫薬剤の価格に影響が生じておりますことから、不足が見込まれる費用を追加でお願いするものでございます。

５ページをお願いいたします。

次に、２項１目廃棄物処理費でございます。

10節は、同様に、中東情勢による原材料費の上昇を受け、ごみ集積所の収集ネットの価格に影響が生じておりますことから、不足と見込まれる費用を追加でお願いするものでございます。

よろしくお願いいたします。

議　　長　（今野善行君）

農林振興課長早坂　基君。

農林振興課長　（早坂　基君）

続きまして、５款農林水産業費でございます。

１項３目農業振興費の18節につきましては、国の補助事業を活用しまして、地域の中核となって農地を引き受ける担い手の経営改善に必要な農業用機械・施設の導入を支援する国の地域農業構造転換支援事業の事業配分が決定したことによります増額。また、有害鳥獣被害防止施設補助事業につきましては、当初予算では令和７年度の実績ベースで予算を計上しておりましたが、農家さんの被害防止対策の意識が高まりまして、今年度の農作物の作付前から申請が多い状況にございまして、現時点で前年度実績同等の申請を受け付けている状況を踏まえまして、追加補正をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いします。

議　　長　（今野善行君）

商工観光課長星　正己君。

商工観光課長兼企業立地推進室長　（星　正己君）

続きまして、６款１項３目観光費につきましては、宿泊税の各市町村への配分確定により補正をお願いするものでございます。

14節工事請負費は、四十八滝運動公園オートキャンプ場に屋根つきの流し台を新設するものです。

続きまして、７款２項１目道路維持費につきましては、財源調整によるものです。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議　　長　（今野善行君）

総務課長兼危機対策室長児玉安弘君。

総務課長兼危機対策室長　（児玉安弘君）

続きまして、８款１項３目消防施設費につきましては、12節で県道仙台大平線拡幅により既存消火栓の移設が必要となり、移設のための設計図書作成等を委託するための費用50万6,000円をお願いするものであります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議　　長　（今野善行君）

教育総務課長菊地康弘君。

教育総務課長　（菊地康弘君）

続きまして、６ページをご覧願います。

９款教育費でございます。

１項２目事務局費は、小学校適正配置等検討委員会及び教育長の車借上料に係るものでございます。

７節は、検討委員会の委員に小規模校区の未就学児保護者２名及び小規模校の校長２名を追加するものであります。

11節は、一般町民1,500名を対象としたアンケート調査を実施するため、回収率40％を見込み、郵便後納料を計上しております。

12節は、アンケートの印刷、封入、郵送から回収後の集計、意見の取りまとめ、分析等の一連業務を委託するための費用を計上いたしております。

13節は、教育長が仙台市等の遠隔地で開催される会議等への出席と庁舎へ戻る際への対応としてタクシー借上料を計上しております。

次に、２項１目学校管理費は、小学校総務費であります。

７節は、清掃作業の内容で、当初予算時の積算の単価の作業に錯誤があり、１万円の追加をお願いするものであります。

８節は、本年度より直営雇用とした学校業務員が学校と役場間で文書・物品等の運搬等を行うための連絡費用としての費用を計上しております。

次に、３目施設整備費であります。

13節は、小野小学校の照明をＬＥＤへ改修する費用でございます。11月末の完了を見込み、本年度分として４か月分のリース料を計上しております。なお、リース期間は10年間としております。

次に、３項１目学校管理費で中学校総務費でございます。こちらは中学校の学校業務員に係るものでございます。

令和７年度は１名をパートタイム会計年度任用職員として直営雇用し、ほかの３名はフルタイムとして民間事業者へ委託しておりました。令和８年度からは全員を直営雇用と切替えしておりますが、予算編成時の際に錯誤がございました。そのため、１名分のパートタイムの予算をフルタイムへ変更する補正をお願いするものです。

これに伴いまして、１節報酬を減額し、２節給料へ追加計上するもののほか、関連する３節職員手当等、４節共済費についてそれぞれ所要額を補正するものであります。

７ページをお願いいたします。

７節は、清掃作業の内容で、当初予算時の積算単価の採用に錯誤があり、3,000円の追加をお願いするものであります。

８節の普通旅費は、学校業務員が学校と教育委員会からの文書や物品等の運搬を行うため、連絡用の旅費として４万2,000円を計上しております。次のパートタイム通勤手当は減額するもので、こちらは３節に計上しております。

次に、３目施設整備費であります。

13節は、大和中学校及び宮床中学校の照明をＬＥＤ化改修する費用でございます。11月末の完了見込み、本年度分として４か月分のリース料を計上しております。なお、

リース期間は10年間でございます。

14節は、宮床中学校南側校舎玄関前タイルの浮き上がりによる安全確保のため改修費を計上しております。

教育総務課分は以上でございます。

議　　長　（今野善行君）

生涯学習課長浪岡宜隆君。

生涯学習課長　（浪岡宜隆君）

続きまして、４項５目教育ふれあいセンター管理費でございます。

ポリ塩化ビニール廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づく低濃度ＰＣＢ廃棄物の処分期限令和９年３月31日の到来に伴いまして、昨年度実施いたしました各教育ふれあいセンターのキュービクル内濃度調査の結果、吉田及び鶴巣教育ふれあいセンターの両施設において基準値を超えるＰＣＢ含有が確認されましたことから、関連法令にのっとり既存の設備の撤去及び更新改修工事等を行う必要となったものでございます。

12節は、低濃度ＰＣＢ廃棄物の処分運搬業務に要する費用でございます。

14節は、変圧器等の既存設備等の撤去及び更新改修工事に要する費用の追加をお願いするものでございます。

よろしくお願いいたします。

議　　長　（今野善行君）

教育総務課長菊地康弘君。

教育総務課長　（菊地康弘君）

次に、５項４目学校給食センター費であります。

給食の食器や調理器具の洗浄消毒に使用するスチームにつきまして、３月末に外のダクトから蒸気漏れが通常より多くなっていることを確認いたしました。蒸気漏れが多くなりますと温度が低下し、洗浄・消毒能力が低下する懸念があることから、調査を行った結果、食器洗浄及び台車洗浄機の高圧弁の老朽化が判明いたしました。このことから、当該機械の修繕費としての計上をしたものでございます。

なお、現在は応急処置により消毒・洗浄業務に支障はございません。

一般会計補正予算につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

議　　長　（今野善行君）

福祉課長阿部　晃君。

福祉課長　（阿部　晃君）

議案書90ページをお願いいたします。

議案第54号　令和８年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第１号）でございます。

令和８年度大和町の介護保険事業勘定特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによるものでございます。

第１条（歳入歳出予算の補正）でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ122万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億5,967万4,000円とするものでございます。

第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び補正後の金額は、91ページの第１表によるものでございます。

別冊の事項別明細書16ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございます。

７款２項１目財政調整基金繰入金は、財源調整として増額をお願いするものでございます。

次に、歳出でございます。

１款１項１目一般管理費12節、業務委託は介護報酬改定及び居住費等の補足給付改定に伴うシステム改修経費をお願いするものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議　　長　（今野善行君）

上下水道課課長補佐千坂　伸君。

上下水道課課長補佐　（千坂　伸君）

続きまして、議案書92ページをお願いいたします。

あわせまして、別冊の令和８年度大和町水道事業会計補正予算実施計画書（第１号）をお願いいたします。

議案第55号　令和８年度大和町水道事業会計補正予算（第１号）でございます。

第１条は、総則です。令和８年度大和町水道事業会計の補正予算（第１号）は、次に定めるところによるものであります。

第２条は、収益的収入及び支出です。令和８年度大和町水道事業会計予算第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

初めに、収入であります。

１款水道事業収益に160万円を増額し、合計10億4,739万6,000円に、同じくその下段、１項営業収益にも同額を増額し、合計８億3,773万5,000円とするものでございます。

次に、支出であります。

１款水道事業費用に150万円を増額し、合計10億2,385万9,000円に、同じくその下段、１項営業費用にも同額を増額し、合計10億12万1,000円とするものでございます。

続きまして、令和８年度大和町水道事業会計補正予算実施計画書（第１号）の18ページ、令和８年度水道事業会計補正予算内訳書をお願いいたします。

詳細につきましてはこちらでご説明いたします。

収益的収入及び支出の収入であります。

１款水道事業収益１項営業収益２目受託工事収益、節の受託工事収益は、都市計画道路北四番丁大衡線の道路拡幅工事に伴いまして消火栓の移設が必要となりましたことから、その移設に要する費用を受託工事収益とするものでございます。

次に、支出であります。

１款水道事業費用１項営業費用２目受託工事費、節の工事請負費は、受託工事収益でご説明いたしました消火栓移設工事に要します費用でございます。

説明につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

議　　長　（今野善行君）

以上で、議案第51号から議案第55号までの説明を終わります。

お諮りします。

本日はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

再開は、明日の午前１時半です。

大変お疲れさまでした。

午後３時５２分　　延　　会